

厚生委員会

令和6年9月11日(水)

厚生委員会

日 時 令和6年9月11日（水）午前10時00分開会—午後3時56分閉会
場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 坂原委員長、奥野副委員長、松尾、早川、中原、道工、谷地

欠席委員 瀧見

傍聴議員 大里、出口、谷崎、竹原

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長
古橋教育長、松井しあわせ創造部長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長会計管理者、内山財政改革部長
谷総務部理事兼財政改革部理事
辻里しあわせ創造部総括理事
松本しあわせ創造部理事（保険年金・地域福祉担当）
川井しあわせ創造部理事兼保健センター所長
堤住民課長、竹原生活環境課長、堀口保険年金課長
錦織地域福祉課長、橋野高齢福祉課長、中島子育て支援課長
吉田淡輪保育所長、岡田まちづくり戦略室副理事
新保都市整備部副理事、廣田まちづくり戦略室理事（人事担当）

事務局 増田議会事務局長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

坂原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名、瀧見委員から欠席届が出ております。

理事者については関係者に出席いただいております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いいたします。

また、本日の会議には傍聴者の方が来られておりますので、お知らせいたします。

案件に入る前に政策提言サイクルの件について、委員の皆さんにお諮りしたいと思っております。

少し前から議会内で、議会改革委員会から全協で諮って承認を得られましたが、各常任委員会で住民さんの声を基に、その声から、政策提言としてまとめられないかという話がありました。皆さんにお手元に資料として、おしゃべりカフェアンケート集計というのが配られていると思います。これがそのおしゃべりカフェのときの住民さんの全ての意見なのですが、このうちの厚生委員会の部分について印を入れております。この中で厚生委員会の所管だろうという意見がたくさんありますが、これについて厚生委員会として協議して、この中でどのテーマについて協議するのか。またそれを提言としてそこまで採用できるのかという協議をしたいと思っております。今はその協議をいつするのかということをもまず諮りたいと思っております。例えばの話、本日行うのか、または後日行うのか、まずそれから決めていきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

早川委員 前から全員協議会で皆さんに配られているので内容は把握しているのですが、まだもう少し精査して、後日、日を改めて会議したいと思っております。

坂原委員長 ありがとうございます。ただいま早川委員からそういうご意見が出ましたけど、ほかの委員の方はどうでしょうか。

中原委員 私も後日、改めてでいいかと。それとも、今日もともと予定されていた審査が終わった後。ただ、後は個人的にはやめてほしいと。明日、総務文教委員会があるので、まだ準備が残っているので、後日にしていただきたいという気持ちです。

けど、ここにおしゃべりカフェで寄せられた住民の皆さんの声を書かれた資料をご用意いただいておりますが、それ以外でも、厚生委員会として一つのテーマとして扱って、課題の解決につながるようなことを委員会として取り組んだり、提言できたりというなことに、ほかのテーマでも検討したらどうかなと思うことも実はほかにありまして、なので一定の時間を要するだろうと思いますので、そう考えると、別の日を設けてのほうがいいのではないかと思います。

坂原委員長 ありがとうございます。

では、後日ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 その日程については、今ここで決めるのもあれですけど、まだそれも後刻と言いますか、後日と言いますか、連絡させていただきますので、そのときにまた日程調整のほどお願いいたします。

それでは、政策提言サイクルについての件はこれで終わりたいと思います。

それでは、案件に入ります。案件1、9月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件9件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第62号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてのうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

錦織課長。

錦織地域福祉課長 地域福祉課の錦織です。それでは、令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件につきましてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

歳入につきまして、16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして158万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、障害者自立支援給付費国庫負担金の前年度分の精算に伴い計上いたしております。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 子育て支援課の中島です。

続きまして、2国庫補助金、児童福祉費補助金といたしまして、990万7,000円の増額補正を行うものです。

詳細につきましては、歳出でご説明させていただきますが、子ども・子育て支援事業費補助金として、児童手当制度改正円滑化事業費に充当するものです。

なお、補助率は10分の10です。

以上、委員会付託分歳入計といたしまして、1,148万7,000円の増額補正を行うものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料2ページをご覧ください。

3民生費、2児童福祉費、子ども・子育て支援事業費といたしまして、519万2,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、実績確定による返還金として、子ども子育て支援交付金国庫返還金64万6,000円、子育てのための施設等利用給付交付金国庫返還金23万3,000円、子育てのための施設等利用給付交付金府費返還金11万7,000円、障害児入所給付費等国庫負担金返還金126万2,000円、子どものための教育保育給付費国庫負担金返還金194万3,000円、子どものための教育保育給付費府費負担金返還金99万1,000円です。

続きまして、児童手当制度改正実施円滑化事業費といたしまして、990万7,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、児童手当制度の抜本的拡充に伴い、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算について、第3子以降3万円及び第3子のカウント方法を、大学卒業年度の22歳までへの変更、支払い月を年3回から隔月の年6回への変更があります。

内訳としましては、当事業を実施するための会計年度任用職員報酬18万6,000円、一般職超過勤務手当48万円、消耗品費10万円、通信運搬費18万7,000円、児童手当システム改修委託料887万4,000円、聴用器具費8万円です。なお、財源としまして、子ども・子育て支援事業費補助金、児童手当制度改正実施円滑化事業を充当します。

続きまして、委員会資料3ページをご覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付金事業費（ひとり親世帯以外分）としまして、134万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、令和5年度の実績確定に伴う新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金国庫返還金です。

坂原委員長 川井所長。

川井しあわせ創造部理事 保健センター、川井です。

続きまして、4衛生費、1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、324万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（国庫補助金）の実績確定に伴う返還金です。令和4年度追加交付額351万5,000円に対する実績額が275万9,000円のため、返還金として75万6,000円、令和5年度4月から12月分交付額3,011万9,000円に対する実績額が2,763万5,000円のため、返還金額が248万4,000円、合計324万円の返還額となります。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして、944万7,000円を増額補正とするものです。

内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費（国庫負担金）の実績確定に伴う返還金です。令和4年度追加交付決定額分2,820万18円を全額令和5年度に繰り越し、令和5年度の実績額が1,875万3,130円だったため、返還金が944万6,880円となります。

以上、当委員会付託分といたしまして、合計2,912万6,000円を増額補正でございます。

坂原委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。早川委員。

早川委員 2ページの児童手当制度改正実施円滑化事業費の中の児童手当システム改修委託料887万4,000円。この改修は児童手当制度改正によって全国的にどこでも必要な改修かと思いますが、改修にしては少し高額かと思うのですが、近隣市町村ではどれぐらいの改修費になっているのか、もし分かればでいいんですけども、また予定する契約方法を答えていただきたいと思います。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えいたします。

ご質問ありました近隣市町村の委託料につきましては、すみませんが、少し確認をさせていただいてないのが現状です。ただ、令和4年にも児童手当制度の改正がございまして、その際の委託料として、前回は356万4,000円、このときの改正内容というのは、所得制限を設ける改正でした。それから比べると今回については、第3子以降の児童手当額倍増及び第3子のカウントする年度を大学卒業年度の22歳までという大きな改正になりますので、この金額については、システム業者、日立システムズにはなるんですが、そちらの営業と数度打合せをさせていただいて、事業費が妥当かどうかというのは検討させていただいたところです。

それからもう一点、契約法については、基幹システム、住基システムが日立システムズですので、随意契約を検討しております。

坂原委員長 いいですか。ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 私も同じく児童手当制度改正実施円滑化事業費に関わってお尋ねしたいと思います。

この制度そのものは歓迎されるものだろうと思っておりますが、会計年度任用職員報酬二人ということで18万6,000円が設けられています。それからその下に一般職員超過勤務手当48万円ということで、一定期間、この制度の準備をするのに時間がかかるんだなと思われませんが、これはどれぐらいの期間をかけて行うのか。

それから会計年度任用職員の報酬ということですが、これはこの事業のみに関わって、お二人の方を新たに雇用するということになるのか。また一日の就労時間はどの程度という根拠になっているのか、お聞きしておきたいと思えます。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、一般職の超過勤務手当につきましては、40時間、二人分、3か月程度をこの改正に当たって事務に従事する分を予算要求させていただいております。

それからもう一点、会計年度任用職員につきましては、現在、子育て支援課のほうで2名の会計年度任用職員を雇用しておるんですが、その二人についても、2か月間、1時間45分の残業超過勤務という形での予算要求をさせていただい

ております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。日常の業務だけでも、子育て支援課は非常に多忙を極める部局
になっていますので、お体に気をつけて、対象になる方に喜んでいただけるもの
ですから、事務を進めていただきたいと思います。

ありがとうございます。

坂原委員長 ほかにございませんか。谷地委員。

谷地委員 私からも、2ページの児童手当制度改正実施円滑化事業費、こちらの児童手当
システム改修委託料についてお伺いしたいんですけども、今回の制度改正に伴
うシステム改修というところで、たしかこども家庭庁としては、このシステムの
標準仕様を、令和6年8月ぐらいに固める予定をしていると認識しているんです
けれども、当然、システム改修に伴っては、この標準仕様書に基づいて改修され
るということになると思います。この標準仕様書というのはもう既に策定されて
いて、それに伴う金額が出されたという認識でよろしいんですかね。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 標準化システムというのは、今後の話ということで私のほうでは認
識しておりまして、今回の件については、別途個別での対応で改修を予定してい
るものと認識しております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 了解です。ということは、各自治体ごとにそれぞれのシステムが異なるから、
だから、システム改修費用も自治体ごとに金額にはきっと差が出てくるものにな
るということですね。分かりました。

ありがとうございます。

坂原委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第62号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてのうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

坂原委員長 満場一致であります。

よって議案第62号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第63号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）についてご説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。

歳入につきましてご説明いたします。

4国庫支出金、1国庫補助金として246万1,000円の増額補正です。

内容といたしましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等事業の実施に伴う国庫補助金でございます。なお、歳出の国保OA経費（OA）に充当いたします。補助率は10分の10です。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

1総務費、1総務管理費として246万1,000円の増額補正です。

内容といたしましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴いシステム改修を行うものです。なお、歳入の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を充当いたします。

以上、当委員会付託分として、歳入歳出それぞれ246万1,000円の増額補正でございます。

坂原委員長 ただいまの説明について、質疑ございませんか。早川委員。

早川委員 委託料についてお聞きしたいのですが、マイナンバーカードの保険証の一体化に伴う改修ということで、保険証には有効期限が設けられていたと思うのですが、

今後、全てマイナンバーカードになった場合、この有効期限の取扱いというか、確認というのは今後どのようにしていくのか、分かればお聞かせいただきたいと思えます。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 今のところ、マイナンバーカードへの移行につきましては、1月2日に保険証が廃止されるのと同時に実施されるものでございますが、当面の間はマイナンバーカードに移行されていない方とか、あとマイナンバーカード自身を利用されない方等もおられますので、国民健康保険と後期高齢者医療につきましては、基本的に1年に一度、今までどおりの一斉更新というふうに期限のほうは考えております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 1年に1回の発行ということで、滞納とかあった場合、期限が短い方もおられるかと思うのですが、その辺の確認というのはどのような感じで確認されるのかということを質問します。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 今現在滞納されている方につきましては、本来でしたら保険証の有効期限というのは1年ございますが、短い期間の短期の保険証を発行させていただいております。

今回のマイナ保険証への移行につきましては、今現在分納等されている方につきましても、マイナ保険証に移行された場合につきましては、1年に一度の更新という形になります。ただ、いわゆる特段の理由がないのに長期にわたって滞納されている方につきましては、今現在、資格証明書という形で発行されておりますような形に変更になりますので、当然、お医者さんにかかれた場合は10割負担をしていただくような形の証明に変更になります。

坂原委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からは、国保システム改修委託料についてお伺いしたいのですが、毎回、このシステム改修の委託料については、何度か質問とか提言をさせていただいているところですが、例えば、先にあった児童手当制度改正実施円滑化事業費の中の児童手当システム改修委託料とか、大体、そのシステム会社というのはほぼ同じかと認識はしているんですけども、違ったらまたお答えいただけたらいいかと

思うのですが、システム改修なのでそんなに違いはないと思うんです。やる内容は違いますが、事業自体は同じなので、例えば同じ事業者が発注するのであれば、これと一緒にして、もうちょっと価格を圧縮できないものなのかというのがお聞きしたいところです。ちょっと回答が難しいかもしれませんが、要は、私が思うのは、毎回、毎回、国からの負担ですけれども、少しでも税金を圧縮できる方策が取れないのかと毎回思うわけです。もちろん、課が違うからというのはあるかもしれないけど、トータル的に考えて、ぜひできる限り税の圧縮に努めていただきたいと思います。それは可能なのかどうかということをお聞かせいただけたらと思います。

坂原委員長 答弁できますか。松尾委員、できたら答弁がはっきり答えられるような質問でお願いいたします。

松尾委員。

松尾委員 端的に言います。今回もそうですけど、システム改修というのが2件、課は違えどもあるということですが、これを一つにして税を圧縮できないのかというのをお聞かせください。

坂原委員長 西部長。

西総務部長 システム関係については、総務部が電算担当しておりますので、一般論でお答えさせていただきたいと思いますが、今回の場合、システムが全く別のシステムになりますので、例え発注先が同じ業者ということになったとしても、それを統一して安くできるかというのは、少し難しいのかなと思います。

委員がおっしゃるように、システムの関係については、コストが非常にかかっているというのは我々も認識しております。何とか圧縮できないのかということはいろいろ考えています。その中で、国の標準化というのが生まれてきて、Aという業者でなくても、誰でも対応できるというシステムに移行していく動きになってきていますので、そういう標準化がされれば少しは安くなるかなと思います。

よく、職員でできないのかというところもありますが、やはりこれは専門のコードが使われていますので、素人がさわりに行けるようなものでもございませんし、またさわることによってシステムエラーが発生したときに、責任の所在がどこにあるのかというような問題にもなってきますので、それも非常に難しいとい

うところでございます。

委員がおっしゃるように、OA化、電算化というのは非常にコストがかかっているというのは我々も認識しているところであり、できるだけコストを抑えられるようにというのは考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 ありがとうございます。ご理解いただいて、そして努力されているということもよく理解しておるところでございます。また引き続き、圧縮できるところは圧縮していただけたらなというふうに思います。これは要望です。

坂原委員長 ほかにございませんか。谷地委員。

谷地委員 先ほどの西部長の答弁について少し確認をさせていただきたいんですが、西部長から答弁いただいたとおり、システムは同じようなことを各自治体でやっていたとしても、各ベンダーがつくるシステムによって、費用も変わってくるというところで、改修費用も、先ほど私が児童手当のシステムでお伺いさせていただいたとおり、同じような仕様変更であったとしても、システム自体が違うので、改修費用が変わってくるという状況かと思っていて、それが標準化することによって、どこの自治体も同じ仕様でつくるところになるので、いろんなベンダーがそこに対して携わることができるような仕組みになってくるのかと認識しているのですが、基本的に、システムを導入したベンダー以外がシステム改修に携わるというのはちょっと難しいんじゃないかなと、私は思っているのですけれども、そういった意味で、多分、相見積とかが取りづらい。なので、システム会社から出されたシステム改修費用と妥当性が適正かどうかというところ、その判断だけの状況になっているのかなと思うのですが、導入ベンダー以外がシステム改修をやるとなったときに、そのシステムに対する補償がなくなる状況という認識でいいんですよね。

坂原委員長 西部長。

西総務部長 委員がおっしゃるとおり、やはりベンダーがもう開発したものになってきますので、その中身というのは当然オープンにされていませんし、手をつけに行くことは到底できません。

そうなってくると、その価格が適正かという判断が非常に難しいところです。

我々ができるのは、項目を一つ一つ見て、こんな項目要るのというようなことを相手方に確認するというのが一つ。それとほかの団体、同規模の団体と比べてコスト的にどうなのか比較をするということが、価格が適正かどうかという判断になってくるかと思います。

おっしゃるように、相見積を取るということにはできないというのが現状かと思っています。

坂原委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 今回のシステム改修で、具体的には何ができるようになるのでしょうか。というか、何をやるシステム改修なのか教えてください。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 今回のシステム改修につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴いシステム改修を行うもので、システム改修の中身につきましては3点ほどあります。

一つは、資格確認書の作成としまして、マイナンバーカード未作成の者及びマイナ保険証とひもづけ未実施の者に対して、自身の健康保険証の内容を示す必要があることから、当該被保険者に対して資格確認書を作成するよう改修するものです。

2点目につきましては、マイナ保険証所有者に対しまして、保険証の資格情報を掲載した資格情報のお知らせを発行できるように改修いたします。

3つ目としましては、現行の保険証のレイアウトに加入者情報の通知として、個人番号の下4桁を表示するため、大切なお知らせ欄を追加するための改修を行います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 これはいつから運用が開始できるのでしょうか。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 運用の開始につきましては、資格確認書につきましては、先ほども申しましたが、マイナンバーカード未作成の者及びマイナ保険証とひもづけ未実施の者に対して資格確認書を発行するものであります。今年の11月から1年間有効の紙の保険証を最終発行いたします。実質、来年の令和7年11月から資格確認書を発行するわけなんです、それまでに紙の保険証を紛失した場合に対応でき

るように、今年の12月2日以降発行できるようには対応をるところです。

それと、今の紙の保険証のレイアウトに下4桁の個人番号を表示するための改修につきましては、今年の11月発行の紙の保険証に対応できるよう、それまでに間に合うように対応を行います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今おっしゃった個人番号の下4桁というのは、何で必要なんですか。券面に表記する必要は何であるのですか。

坂原委員長 答弁できますか。堀口課長。

堀口保険年金課長 下4桁の通知につきましては、マイナンバーカードの個人番号の下4桁になりまして、個人が認識できるように、保険証のお知らせと一緒に、大切なお知らせとして通知するものであります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今おっしゃっていた個人番号の下4桁を表示するのは、資格情報のお知らせに記載するということですか。何かこれはすごくややこしいね。新しいものをすごく作りますよね。まず保険証を新規に発行しないようになって、保険証と全く見た目が同じで、一番上の名前だけ確認書というやつに変わるわけでしょう。それは新しく移行できるわね。それともう一つ、さっきから資格情報のお知らせと言っていたか、それもこのシステムを入れて新たにつくるわけでしょう。もうすごくややこしいです。それで知らなかったんですけど、個人番号の下4桁を表示するというのは、資格情報のお知らせに記載するという理解でよろしいですか。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 資格加入者情報の通知として個人番号の下4桁を表示するものについては、資格情報のお知らせではなく、今回、10月に紙の保険証の有効期限が切れますので、次に更新する紙の保険証の台紙に併せて、台紙の一部に大切なお知らせという欄を設けまして、そちらのほうに個人番号下4桁を表示するものです。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 少し分かってきました。私は国保に入っているので封筒が来ます。新しい保険証が同封されているというか、新しい保険証をペラペラとめくり、そのめくる紙のどこかに個人番号の下4桁が入るとい、そういう理解でいいんですか。保険証に書かれているものでなくてですか。もう一回教えてください。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 保険証自体に記載されるものではなく、保険証を送る、保険証を貼っている台紙、保険証はめくって剥がすようになっていまして、その台紙の下の部分に、大切なお知らせとしてその欄を設けるようになっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 それはなぜ記載が必要なのですか。私はマイナンバーカードを作っていませんけど、通知カードと言って、最初に紙で、あなたの12桁の個人番号は何番かというのはもう既にもらっています。それで大事に置いておかないとダメなのかと思って大事に置いているんです。だから私はいつでも見られ、下4桁が何番なのか私は分かるわけですね。何で今回わざわざこういうシステム改修が必要なのか、それについてお答えいただきたいと思います。

坂原委員長 時間がかかりそうでしたら、また後でしますか。今、答弁できますか。

松本理事。

松本しあわせ創造部理事 マイナンバーカードの番号、先ほど中原委員がおっしゃったカードの番号というのは、通知の番号ですので、マイナンバーカードとはまた別のものになるんです。それとは別に、本来、その方がマイナンバーカードをお持ちであれば、この番号ですよというときの番号の下4桁を、今回、台紙に表記させていただくという形になります。

こちらのほう、大切なお知らせということで、ひもづけされてない方につきましても、この番号が振られていますというお知らせということで、今回、表記させていただくような形になっておりまして、国民健康保険制度のデータベース上は、この番号であなたが登録されていますというお知らせになります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 何かよけいに分からなくなってきたのですが、今の説明の中でマイナンバーカードを作っている人にとおっしゃいました。松本理事がおっしゃったように、私はマイナンバーカードを作っていないので、通知カードに書いているのは11桁。そこに一つ数字を入れて、正式な12桁のマイナンバーとして、私の番号だと勝手に決められた番号が分かるわけですね。マイナンバーカードを作っている人の下4桁を書くと、そしたら私はマイナンバーカードをつくっていないから。

ちょっと違う。何かもうちょっと説明があるみたいなので、教えてください。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 今回のお知らせにつきましては、資格確認書のほうに表記させていただくので、マイナンバーカードをおつくりじゃない方、もしくはマイナンバーカードをおつくりになられてますが、マイナ保険証とひもづけをされてない方にお送りさせてもらうものに対して表記させてもらうという形になっています。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 またよく分からなくなったのですが、資格確認書に下4桁は、資格確認書の台紙になんですね。私はてっきり、この10月中には届く保険証の台紙にと思ったのですが、それが違うんですね。なるほど、分かりました。

ということは、これは来年10月ぐらいまでに整えればよい作業ということやね。私がいつから運用開始するんですかと聞いたのは、間に合うのかなというのが気になったということなんです。先ほどご答弁いただいたように、もう12月2日以降は、例えば私が新しく10月に保険証をもらって、11月1日から使い始めるその保険証をなくしてしまったと、同じものを再発行してもらえなくなるのが12月2日からだから、だから今回の議会で議決して、システム入れて間に合うのかなと思って、いつから運用ですかというのを聞いていたわけです。

個人番号の下4桁の表示については、今、説明を聞いて分かりましたけど、私自身で言うと、来年の10月頃にそれを目にするのか、また違う。あんまり時間食っても何なので、また個別に教えていただこうと思います。

ただ、私が分からないのは、何でその個人番号の下4桁をわざわざ台紙に記載しないといけないのかというのが分かりません。私のところへいつも保険証が届くけど、そこには住所とか名前とか書いていて、私の名前が書いてあったりして、間違いなく私に届いたもので、私のだなというのは見たら分かるのです。なぜわざわざ、それも下4桁を、どうなんですか、そこは教えてもらえますか。

坂原委員長 分かりますか。松本理事。

松本しあわせ創造部理事 説明が少し難しいのですが、今回、保険証の更新のときに、大切なお知らせということで、実際マイナンバーカードお作りじゃない方に対して、あなたの番号はこれですよという形で、よく銀行口座銀行の振込先とかを表示するときも下何桁だけという形で表示しておりますが、それと同じように、こういう番号ですよ分かるように表示させていただくということで今回改正されてお

ります。

なぜというのは、マイナンバーカードはこれですよという形で認識していただくためということだと理解しているのですが、そういうお答えでよろしいでしょうか。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 松本さんをいじめるつもりは全然ないので、ただ担当部局として、言ったら、厚労省を通じて、あれはこうしなさい、これはこうしなさいといろんな指示があるわけだから、その中で、要は国はどんな説明してるのかなと思ったわけです。下4桁をわざわざ書いてもらう必要性を私は一切感じない。考えられるとしたら、それが書いてある人はマイナ保険証をつくっていない人ということになるから、早くマイナ保険証をつくれという、これも作戦の一つなのかなぐらいにしか思わないのですが。何かお金がもったいないのではないかと率直に言って思います。さっきから、ソフトのシステム改修費とかが高いなど、一つ一つが何百万円もするやつを毎年、毎年更新したり、保守の委託料も要るし、物すごくお金がかかるわけですね、全庁的に見て。松尾議員なんかは圧縮できないだろうかということとか、西部長からもそういう声があって、このシステムをわざわざ入れて、どこをもうけさせているのかみたいな気になってくるわけですよ。それは謎は謎のままですが、また私自身も調べていきたいとしますし、詳しく担当の方に教えていただくようにしたいと思います。

続けて質問いいですか。

坂原委員長 どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。

先ほど、早川委員の質問の中で、資格証明書という言葉が出てきたんです。資格証明書は国保で発行されていますか。何人分かお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 現在、資格証明書につきましては発行いたしておりません。発行件数はゼロ件となっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 適切な対応だと思います。

さっきの説明であったとおり、資格証明書って、持っていても何の意味もない

と言ったら言い過ぎですけど、それを持って行って病院にかかっても10割負担にしかならないので、できるだけ資格証明書の発行は避けようと、これは担当課の努力を評価したいと思うんです。ただ、先ほど早川委員から言及があったように、生活に困窮されていて、保険料がそもそも高いし、払い切れないという場合に滞納があるという方については、有効期限を短くした短期証というような言い方しますが、それを発行しているわけですね。

今回、マイナ保険証の導入で、この短期証という扱いもなくなるということですよ。担当課として、これはどう思いますか。私は、短期証の発行があるから、例えば3か月の有効期限、6か月の有効期限に応じて、生活の状態がどうかをつかむことができる。全額ではなくても、最大限努力して、確実に納付していただければ、短期証の発行ってというのはそういうチャンスだと思っているわけなんです。だから、それがなくなるというのは、担当課としてはどうですか。大変じゃないのかなと思うのですが、そこはどんなふうに思いますか。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 今回、短期証がなくなるということについて、担当課としましては、相談の機会の確保がなくなるということで、今後、根本的に再考が必要とは考えております。

確実な相談機会の確保と徴収方法については、関係各課と連携して考えてまいりたいと思っております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 本当に国保の担当課は、マイナ保険証を持ち込まれて、事務負担がまず圧倒的に増えますね。年に1回保険証を自動的に発行して送っていたらよかったですね。それが、それに代わるものを送る、プラスして資格情報のお知らせも送らないといけない。

それでもう1個気がかりなのが、マイナ保険証に既になっている人で、本人が知らない間に期限が切れていた。マイナ保険証のひもづけの有効期限としては5年間ですよ。その人への対応が、担当課としては大変になっていくと思います。マイナカードはこれまでと同じように持っていますが、それが保険証とひもづいてない状態になったって、本人はマイナカードだけ見ても分からないから、一応切れる前にお知らせとかも来るようになっていくらしいけれど、そういう意

味でもすごく事務負担が増えるなど思っています。

そういうところを一般質問の時にこのマイナ保険証のことはまとめて質問させていただきましたが、一般質問の時に改めてよく分かったのは、ひと時たりとも無保険の状態をつくらないという保証はないということが改めて分かったので、そういうことにならないようにしてほしいなど思っています。

質問はもういいです。ありがとうございます。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成、反対どちらですか。反対、どうぞ。

中原委員 マイナ保険証は任意なんです。マイナンバーカードをつくるのも、もともと任意なんです。なのに、もうこうやって外堀を固めていって、マイナンバーカードに保険証情報をひもづけないとどうしようもなくなっていくみたいなことを国が進めていて、そのために市町村の国保の担当課も膨大な事務負担が増える。さらにさっき言いましたけど、国が勝手に決めた制度のおかげで無保険状態が発生する可能性がある。こんなの私はほんまにもうやめておいたほうがいいと。マイナ保険証を使いたい人はもちろん使ってもらったらいいです。だけど、デジタル化というのは、ほかの場面でも言ってきましたけど、デジタルもアナログもどちらも並行して使えるようにしておくというのが当たり前のことなので、これはマイナンバーカードと健康保険証の一体化ですということだけど、もうそれしか選択できないように追い込まれていくものだと思いますので、賛成はできません。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第63号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)につ

いて、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第63号は、本委員会において可決されました。

議案第64号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

橋野課長。

橋野高齢福祉課長 委員会資料の5ページをご覧ください。

令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、令和5年度の介護給付費等の確定に伴い、国・府及び支払い基金の負担金の精算に伴う返還金と、前年度の剰余金の処理について計上いたしております。

歳入についてご説明いたします。

13繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして、7,703万5,000円の増額補正でございます。

この繰越金につきましては、令和5年度の介護給付費等の確定に伴う剰余金を繰り越しするもので、国、府、支払基金への前年度精算金としての支出と、介護給付費準備基金積立金に充てるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7諸支出金、1償還金及び還付加算金、国庫負担金等償還金費といたしまして、2,330万7,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和5年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う精算返還金でございます。

内訳といたしましては、介護給付費国庫負担金返還金1,431万7,000円、介護給付費府費負担金返還金279万7,000円、介護給付費支払い基金交付金返還金269万8,000円、地域支援事業交付金支払い基金返還金70万9,000円、地域支援事業交付金国庫返還金183万9,000円、地域支援事業交付金府費返還金94万7,000円でございます。

続きまして、8基金積立金、1基金積立金、介護給付費準備基金積立金費といたしまして、5,372万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和5年度の介護給付費等の確定に伴い、その剰余金を基金に積み立てるものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出とも7,703万5,000円の増額補正でございます。

説明は以上です。

坂原委員長 ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第64号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第64号は、本委員会において可決されました。

議案第67号、大阪府後後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 今回のこの後期高齢の規約の一部変更に関する協議ということだけれど、これ

も12月2日から新規の保険証が発行されなくなる、いわゆるマイナ保険証への移行という関係なんですよね。それで、新旧対照表を見たときに、現在は、被保険者証、いわゆる保険証のこと、及び被保険者資格証明書という言葉があるんですが、その2つが市町村において行う事務の中で資格確認書等というふうになると。保険証と資格証明書を発行しますよとか、返してもらいますよという事務について、資格確認書等を渡します、返してもらいます、そういう事務に変わりますとなるようですけど、念のために確認しますが、現在、岬町の後期高齢者医療の保険に加入されている方で、資格証明書を持っておられる方がいるかどうか。それから、新たに資格確認書等とあります。等の中に何が入っているんですか、ということをお聞きしたいです。お願いします。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 資格証明書につきましては、国保と同様、後期高齢においても発行している件数はゼロ件となっております。

「等」につきましては、今少し分かりかねますので、また後ほど回答させていただきます。

坂原委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対、どうぞ。

中原委員 先ほどの議案と一緒に、マイナンバーカードに保険証をひもづけさせようと、マイナ保険証をどんどんつくっていったり一体化させていこうという仕組みを持ち込むから、こんなふうにある規約を書き換えなあかんようになるわけなんです。現行のままでいいと私は思いますので、賛成できません。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第67号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第67号は、本委員会において可決されました。

議案第69号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 本会議でご説明いただいたのですが、その後私なりに調べたのですがよく分からなかったのでお尋ねします。

提案理由として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改定が行われたから、それに合わせないとあかんと、いわゆる番号法というものだけど、新旧対照表を見たときに、要は番号法そのものがちょっと変わったので、それに基づいて決めている岬町の条例の第何条という数字を変えなダメということなのかと分かりました。ただ、じゃあここに出てくる新旧の旧のほうで、現在ということだけれど、法第9条の9項には何が書いてあるのか、それが今回5項に変わるということなんだろうなとか思って見てるんですが、ネットで見たのですが少しよく分からなかったんで教えてほしいです。9項には何が書いていて、その文言と全く同じ言葉が第5項にスライドするという理解でよいのかということ。それから、同条第3項というのも出てきます。この3項にも何が書いてあるのか、どこが該当するのか少しよく分からなくて教えていただきたいと思います。お願いします。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 第9条第9項に関しましては、国保の資格の関係になるんですが、資格喪失による届出をした場合、資格喪失をすることによって保険証を返還していただく必要があるのですが、それに関する規定が第9項になります。

これを第5項に改めるのが、第5項に関しては、滞納している世帯に対して保険証の返還を求める規定ということになります。

第3項に関しましては、保険証の返還そのものに関しての規定ということだったと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。

じゃあ、もともとあった第5項の、滞納している人に保険証を返してもらうという中身は、どこかへ行ったのですか。まだ残っているのですか。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 第9項の規定というのが、そもそも資格の変更があったことによって保険証を返却していただくという規定になるので、資格の移動があった方に、保険証を返してくださいというお話なんですけど、第5項に関しては、滞納されている方に対して、通常の保険証を返してくださいというふうな規定になるので、滞納者に保険証の返還を求める規定そのものは第5項で残ってるという形になります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ということは、新のほうで、法第9条1項というのは利用範囲のことが定められているわけやけど、1項もしくは第5項の規定による届出をせずと、ここで言うところの第5項というのは、滞納している人に保険証を返してもらうと、そのことを指しているという意味なんですね。うなずいておられるので、なるほど、そうなんですね。

資格を喪失したら届け出ってもらうという決まりはなくなるのですか。新のほうに第9項というのはなくなるわけでしょう。例えば私が、国保から会社勤めになりました、そういう人はもう条例の中では関係がなくなると理解したらいいのですか。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 先ほどのご質問ですが、資格の変更の届出そのものは必要にな

ります。この解釈で合っているのかどうかちょっと不安なのですが、または虚偽の届出をした場合というところに、資格が変わっているにもかかわらず届出をしないというものも含まれているという解釈かなと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 それはちょっと無理があるように思います。虚偽の届出って、これはかなり悪意のあるものですよ。この虚偽の届出の中に資格が変わった、加入している保険が変わったとか、そういうのを言っていない。それも虚偽の届出をした場合でしょう。届け出るわけですね、これは。なのに届け出ない、うっかり忘れてたりするケースもあるかもしれませんものね、それもここに入るのか、少し私は解せないですけど、上位法の変更ということで、またこれは別の機会に教えていただきたいと思います。

質問は以上にしておきます。

坂原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第69号、岬町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第69号は、本委員会において可決されました。

認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議し、働く世代応援商品券交付事業費に係る質疑等に関しては、当委員会で一括して受けることとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の6ページから13ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の6ページの上のほうにあります備考欄で、学童保育保護者負担金と学童保育おやつ代等に関わってお尋ねしたいと思います。

予算のときに、昨年度の決算です。昨年度の予算と比較して見せていただいたときに、学童保育の保護者負担金は予算より調定額のほうが少ないんです。おやつ代も同様なんです。ということは、これは利用人数が減っていると考えていいのかわからない。ただ単純にいかなくて、これは所得に応じて利用の金額が変わってきたりもしますので、この要因がどこにあるのかなと思って見ておきまして、何か特徴があればお聞きしておきたいなと思います。お願いします。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えいたします。委員の今のお話の中でありましたとおり、所得に応じて学童保育料とは異なる金額設定がございますので、予算要求時点での額と実績確定については、その辺の誤差が生じたというところになります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ということは、利用人数は減っていないと理解したらよろしいでしょうか。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えいたします。令和4年度実績に対して、令和5年度につきましては減っておらず、増加しております。淡輪で6人、深日で7名の増加という形になっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。利用人数というべきか、登録人数としては増えているけれど、調定額としては減っているということからすると、随分、全体に所得が減っているということの表れなのか、これは家族構成によっても金額が変わりますよね。2人利用している場合は2人目半額とかもあるので。ちょっと今話を聞いて、学童保育に子どもを預けるというか、学童保育を利用するような家庭の所得がかなり減っているということの意味しているのかなと、深刻な状況があるんだろうかというふうに思いましたので、実態が少し分かって理解できました。

ありがとうございました。

坂原委員長 ほかにございませんか。早川委員。

早川委員 9ページの国庫支出金、国庫補助金、節の戸籍住民基本台帳補助金のところの個人番号カード交付事務費補助金754万3,670円、これに関連する質問ですけれども、直近の岬町のマイナンバーカードの発行状況はどのようになっているか。お聞かせいただきたいと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤住民課長 早川委員のご質問にお答えします。総務省が発表した令和6年8月末現在ですが、岬町のマイナンバーカード保有率は77.6%となっております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 ありがとうございます。

この77.6%という保有率なんですけれども、大阪府内の市町村と比べた場合、どのような位置づけというか、多いのか、少ないか、分かりますか。

坂原委員長 堤課長。

堤住民課長 早川委員のご質問にお答えします。岬町が77.6%は、大阪府下におきましてはナンバーワンとなっております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 77.6%、ナンバーワンということで、なかなか岬町がナンバーワンになることが少ないですけれども、一般的に考えたら、高齢者率が高いほどマイナンバーカードの普及は難しいかなと思います、ナンバーワンになっている要因と言いますか、何かあればお聞かせいただきたいなと思うんですけど。

坂原委員長 堤課長。

堤住民課長 早川委員のご質問にお答えします。

申請時におきましては、窓口でお写真をお持ちじゃない方に関しては、こちらで撮らせていただいたり、また、やむを得ない場合にはなるのですが、本人確認が難しい場合は、ご自宅に訪問させていただいて、申請を受け付けた例はございます。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 マイナンバーカードについては、先ほど、保険証のひもづけ等でいろいろな問題もあるのですが、新たにコンビニ交付サービスが始まって非常に便利だということも私自身実感していますし、また、確定申告のときも自宅で、携帯から読み込んでとか、非常に便利だと思いますので、今、ナンバーワンということで、岬町で今サポートしていただいているとお話を聞きましたので、今後も継続して事務を進めていただきたいと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。谷地委員。

谷地委員 私のほうから、先ほど中原委員からのご質問に関連したところで、もうちょっと事実関係を明確にしたいので少し教えていただきたいのですが、先ほどの中原委員から質問で、当初予算の学童保育保護者負担金は、多分800万円ぐらい予算計上されていたのに対して、今回の決算での調定額が660万円ぐらいで、その乖離が生まれている要因について質問されたかと思いますが、そこは収入というところで、保護者負担の金額に関し、兄弟がいるか、いないかといったところで金額が変わってくるとご説明がありましたが、実際に予算計上のときに登録者の人数を基に計上されている、もし過去3年間とかのが出されているかなと思いますが、実際に登録はしているけれども、1日も行ってなかったら費用は発生しないと思っていて、だから登録しているけど行ってない子が多いとか、そういったところの状況は見られたりしますか。多分、休室届を出されているお子さんとかもいらっしゃると思うので、それが登録者数と実際の利用者数とのギャップが結構大きかったのかなとも推測されますが、その辺はどうですか。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

実際に予算計上のところは登録人数から算出させていただいておりまして、委員のおっしゃるとおり、1か月で1日も利用ない月につきましては、一旦保育料として徴収した分については、後ほど休室届等を提出していただいた後、還付さ

せていただいておりますので、入室者が登録者に対して毎月たくさん出ますので、その分、予算の額に対しての実際の調定額との乖離が生じているというところですね。

坂原委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からは、予算額と少し乖離している調定額の項目についてちょっとお伺いしたいなと思います。

6ページの使用料及び手数料のところの、民生使用料、児童福祉使用料の公立保育所受託料についてなんですが、倍まで行かないですけど、乖離があるので、その理由をお聞かせください。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

公立保育受託料につきましては、岬町にお住まいではない他市町村からの町内公立保育所へ受入れした児童についての保育料を、受託している市町村のほうから受託料をいただくのですが、当初予算の時点では、倍増しているところなのですが、実際に当初予算では4名分の広域受託料というのを見込んでいたのですが、実際に令和5年度、他市町村からの保育児童入所を受け入れるに当たりまして、実績としては5名の方を受け入れさせていただきました。数字としては1名の増加になるのですが、受け入れた児童が低年齢児が多かったものでして、低年齢児の保育料の受託料については単価が高くなりますので、倍ほど金額が増加しているという要因になります。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。その件は結構です。

続いて、11ページの諸収入の雑入で、ペットボトル売払い代金があります。これは大分調定額が増えているのでいいことかなと思うんですが、これについての理由をお聞かせください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ペットボトルの売払い金につきましては、今年度につきましては2万90キログラムとなっております。当初、ペットボトル売払いの金額が当初予想よりも多くなったことによって収入額が増えたものでございます。

要因につきましては、ペットボトルの回収量の増加、当初予定していた見込み

よりも回収量の増加によるものでございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 それは大体予測はつくんですけど、何か対策等をやられたのか。これだけ変化があった理由がちょっと分からなくて、何か大きな要因をもう少し聞きたいなどいうのがあるんですが、何か対策されたんでしょうか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 このペットボトルの売払い代金ですが、引取り価格が上がっていきまして、それによる影響が一番大きいところです。

坂原委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 今の件ですが、確にしておきたいので重ねてお尋ねしますが、売払い代金の増額の理由は、主には引取り価格の上昇にあるということでしたね。先ほど、回収量も増えたという説明がありましたが、回収量も増えているという理解でよろしいんですか。

坂原委員長 答弁をお願いします。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 収集量自体は増えていますが、このペットボトルを出す会社の引取り量自体は減っております。令和5年度につきましては、竹原のほうから言いました2万90キログラム、令和4年度は2万5,330キログラムでした。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 もう少し詳しく聞きたいのですが、引取り価格というのが、前の年と比べてどれくらい上がったかというのは分かりますか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 売払い代金の計算の仕方になりますが、日本容器包装リサイクル協会の引取り量を乗じて得られた金額で、市町村に占める割合で計算しておりますので、令和5年度につきましては、上半期としまして、令和5年4月から2月まで、1万3,920キログラムに対して、引取り量単価が7万5,500円、3月分が5,460キログラムに対しまして、8万円の計算によりまして、230万3,904円となっております。令和4年度につきましては、同じく令和4年4月から令和5年2月までのペットボトルの量が1万7,600キログラムに対して、単価が6万5,500円、令和5年3月分としまして、7,730キ

ログラムに対して、13万2,500円の1トン当たりの単価で計算しまして、令和4年度は212万5,522円となっております。

計算の仕方が変わってきますので、1トン当たりの単価自体は上がっています。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうだったんですね。容器包装リサイクル協会の単価で計算しているということですが、上がっているということであれば、もう少しリサイクル率を上げる取組がより効果が出てくというふうになりますよね。であれば、そういう取組を、ぜひまた引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 今のいっぱい数字出てきたやつを資料でもらいたいんです。この場で資料請求しておきたいと思います。

坂原委員長 資料請求をお願いします。

続けてどうぞ。

中原委員 委員会資料6ページの真ん中辺りに、節2 児童福祉使用料とありまして、その中に保育所保育料とあります。これはその名のとおりですけれど、岬町は順次、保育料の無償化に向けて制度を拡充しているわけで、昨年度においては、ゼロから2歳の課税世帯の半額免除ということをスタートさせた年だったかなと思っています。予算審査のときに、前提としては、ゼロから2歳の課税世帯は32世帯、32人というふうにお聞きしていたと思うんですけれど、実績としてはどのようになったか、お聞きしておこうと思います。お願いします。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

実績としましては、44世帯、44人分の保育料が半額軽減したという実績になっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 なるほど、それで少し実入りが減ったわけですね。でも、町の財政は潤ってほしいけど、保育料の収入が減るということは、保護者への応援を大いにしているということになるので、ここは喜ぶべきことなのかなと思って見せていただきました。

引き続きまして、7ページの上から5行目の指定居宅サービス事業者等指定手

数料に関わってお尋ねしたいんです。これは泉佐野以南で運営がなされていて、新規だとか更新だとか、指定居宅サービス介護、そういった事業所の手続を行うときの手数料がここに入ってくるわけですね。

それで私がちょっと心配しているのは、この間、介護関係のヘルパーさんだとか、そういったところの特に小規模の事業所が全国でどんどん閉鎖していついて、要は倒産、廃業というのが物すごい勢いで進んでいます。その影響なのか、どうかと思って、市町村によっては、そういう事業所がそもそもゼロになってしまったというような市町村も全国でどんどん出てきています。介護報酬の切下げが原因になっていますが、この地域ではそういった心配はないかなど。以前からヘルパーが足りなくてということは継続してあると思いますが、この間の状況はいかがかなど。思ってお尋ねします。お願いします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

岬町内の訪問介護の事業所の状況についてということでお尋ねがあったかと思えます。お答えさせていただきますが、現在、岬町には10事業所の訪問介護事業所がございます。昨年度、1事業所が休止したことがありますが、その事業所につきましては、岬町の被保険者の利用者はございませんでした。事情につきましては、令和4年度に岬町で新たに指定を取った事業所なんですが、和歌山から岬町で新たに事業の指定を取った事業所になっておりまして、岬町の被保険者につきましては影響はございませんでした。

委員のご指摘のとおり、訪問介護事業所につきましては、従業員の確保等、非常に厳しい状況だと認識しておりますので、引き続き、事業所からのヒアリング等、丁寧にしていき、現状の把握に努めたいと存じます。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、総務費に入ります。決算書84ページから85ページの目6交通安全対

策事業費及び92ページから95ページの目10デジタル田園都市国家構想交付金事業費のうち、住民課所管分及び98ページから101ページの項3戸籍住民基本台帳費をご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の84、85ページの中で質問をさせていただきます。下から5つ目の項目というか、箱のところで、生活環境課の防犯カメラに関わる説明が書かれています。それでお尋ねしたいのは、防犯カメラが町内にありますけれども、その点検の頻度についてお聞きしておきたいということと、それから、昨年度においては、決算書を見る限り、データの提供をするという機会がなかったと受け止めていいのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、今の欄の一つ下の駐輪場のことを質問したいんですけど、駅の駐輪場を借りているということで、岬町がお金を払ってる駅があるわけなんです。それで、そもそも何で岬町が南海の電車に乗る人たちのための駐輪場の賃料を払わなあかんねんと、ほかの議員さんも含めてこれまでも議論がありまして、私も当然そういうふうに思っていますけど、この基準はあるのかなと思いました。というのが、たしか深日町駅、ここもお金払っている駅になるのかなと思っているんですけど、深日町駅は、駐輪場の借り賃を岬町が払わなあかんくて、深日港駅は払ってなかったと思うんですけど、何でやろうかと思って、どちらも同じように自転車で駅に来て、自転車止めて利用してはるわけなんです。これは何か南海との間で約束事とか、何かあるんでしょうかと思ってお尋ねします。お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、現在、多奈川駅に1台、深日町駅1台、みさき公園駅のセブンイレブン側2台、あいクリニック側に2台、淡輪駅、難波側2台、和歌山側1台、計9台設置しております。

そのカメラの点検につきましては、必要に応じて点検をさせていただいていて、不具合等があった場合、また年間約2回、点検させていただいています。

昨年度につきましては、情報提供の依頼がございませんでしたので、決算額はゼロになっております。

防犯カメラの件につきましては以上です。

駐輪場の件ですが、これまでも委員会においてご意見をいただいております。駐輪場につきましては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合推進に関する法律によりまして、地方公共団体は通勤・通学、買物のために自転車等の駐輪需要の著しい地域等においては、自転車等駐輪場の設置に努めるものとなっております。鉄道事業者は自転車等駐輪場に協力を求められたときは、鉄道用地の譲渡など、自転車等駐輪場の設置に積極的に協力しなければならないとされております。駅の新設、大規模な改造の場合は鉄道事業者が設置するもので、必ずしも鉄道事業者が駐輪場を確保するものではないということをご理解願いたいと思います。

深日港駅がなぜ要らないかということですが、これにつきましては、ちょっと過去のことでして、またお調べさせてもらいたいと思います。

坂原委員長 深日港の駐輪場の件で、ほかに分かる方はおられませんか。

それでは、また調べていただいて、また後日報告していただくということをお願いいたします。よろしいですか。

竹原生活環境課長 はい。

坂原委員長 お願いします。中原委員。

中原委員 また過去の経過があるのかなと。これで、ほんまや、深日港駅の分も払ってくださいと言われんようにはしてもらわなあかんのですけど、やぶ蛇とかになったら嫌だけど、ちょっとアンバランスというか、不思議だなと思って。先ほどご答弁いただいた中で、必ずしも鉄道事業者が整備しなくてはならないわけではないという説明がありましたけど、やっぱり南海電気鉄道とは共存、共栄のいい関係をつくっていきたいというふうに思いますので、よく話し合っ、協力するところは協力しますが、南海さんのほうで汗かいてもらいたいことについては、ぜひ求めていくべきではないかなと思っています。

それで、町として、南海から用地を借りて駐輪場を整備しているということになっているわけですが、みさき公園駅の難波側の駐輪場の利用者が多いんです。それで、もう過去から本当に担当課が努力されて、駐輪場の中に、乗っていない放置自転車、そんなのを定期的に調べて、札をつけて、いついつまで置きっ放しやったら回収しますよというのをやって、スペースをつくっていくというような

努力をしてくださっていますよね。そういうことも重なって、何年前ぐらいからか、歩道に止めるバイクや自転車がもうゼロになりましたよね。これは本当にすごい努力だと私は思っているんです。ただ、また最近、駐輪場の中がいっぱいになってきて、出し入れができないぐらいのときがあります。下の白い通路と駐輪場を区分する白いラインなんかも引いてくれていて、引き直してもらったりとかもしていただいているのだけれど、もう少し何らかの対策を取らないと、通路のところにお急ぎの方が止めてしまう、そして、自分の自転車が出せない。警察まで呼んだ人がいるぐらいなので、これはやっぱり対策が要るんじゃないかと思えますので、特にみさき公園の難波側の駐輪場の対策についてはご検討いただきたいと思います。

それからもう一回確認ですけど、先ほどの防犯カメラの点検のことですけど、基本的に年2回はやると、それ以外に不具合があったりして必要が出てきたら、それに加えて点検すると、そういう理解でよかったですでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 中原委員のおっしゃるとおり、そのような見解でご認識いただいて結構だと思います。

坂原委員長 ほかにございますか。松尾委員。

松尾委員 同じところでお聞きしたいのですが、防犯カメラ整備点検委託料で、予算では4万3,000円ほどだけれども、決算で言うと14万円まで上がっているわけですが、先ほど、点検が年2回と、あと不具合時の点検をするということで、多分、基本の料金が4万3,000円なのかなという気がしたんです。今回、何か不具合があって、何かで費用がかさんで14万円までかかってしまったというのかなと推測したんですけど、そんな理解でいいですか。もしそうであれば、どこがダメだったかとかいうのがもし分かればお聞かせください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 今年度の決算が14万円になったのはなぜかということです。点検の業務が今年度は増えたということで、そういうことによって委託料の増額があったものということでございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら私が聞き漏らしていたんですかね。年の点検が、昔というか、去年

ベースで年1回ぐらいやったのが、今年から点検を増やしたから決算額と予算額に違いが出てきたということですか。そういうことで年1回から2回になったということですか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 松尾委員のおっしゃるとおり、点検の回数が増えて増えたものでございます。

坂原委員長 ほかに質問ございますか。

お諮りしたいんですが、もうすぐお昼になるんですけども、できれば総務費を終わらせてからお昼にしたいと思うんですが、まだ幾つかありますか。

中原委員。

中原委員 私は1か所です。

坂原委員長 では、総務費が終わってからお昼休憩したいと思いますので、よろしく願いします。中原委員。

中原委員 決算書の93ページの一番下、節12委託料の中でお尋ねしたいと思います。

キオスク端末導入業務委託料、それからキオスク端末保守業務委託料、キオスク端末運營業務委託料と、これ3つありますよね。これは多奈川地域にコンビニがないので、住民票等が発行できるようにということで、多奈川の郵便局に設置した端末に関することだと思うんですけど、お聞きしていた予算と少しばらつきがあるんです。その辺りの理由等について教えていただきたいと。落札減もあるかなと思うけど、落札減にしたら大きいなとか、そんなふうに見ていて、教えていただきたい。

それから、その下のLGWAN設定委託料について、17万6,000円とありますけど、これは交付システムというか、それに関わるものだったかなと思って、以前、補正予算で既に出てきていたのかなという気もするんですけど、ちょっと忘れていて、繰り返しになったら申し訳ないんですけど、このLGWAN設定委託料についてのご説明もいただきたいと思います。

それから、全国的にあちこちでコンビニ等での住民票発行で誤交付が発生していますけど、岬町ではそういった事例は発生していないと考えておいていいのか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、不用額が歳出で見受けられるのは、当初10月開始で準備しておりましたところ、今回、2月13日からの開始になりましたので、その分の不用額となっております。

続きまして、LGWAN設定費用ですが、こちらのほうは当初予算では見込んでいませんでしたが、準備を進めるに際して必要になりまして、決算額に出ております。こちらのほうはネットワークの設定費用となっております。

3点目としまして、誤交付はないかどうかというご質問ですが、今現在ございません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 1点目は、開始時期が遅れたことによる減額だということが理解できました。

LGWANについては、設定委託料ということは、これはイニシャルコスト、要は導入経費かと思います。これはこの後、ずっと保守管理委託料とか、何かそういう名前でも年ごとに支払いが必要になることになっていくのでしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

こちらのLGWAN設定委託料に関しましては、導入時にかかるものでして、保守のように毎年かかるものではございません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 設定委託料という名前は導入年度しかかからないけれど、名前が変わってどうか、例えば、LGWAN、LGWANという名前はよそにも出てくるんだけど、これは結局、LGWAN設定委託料というのが必要になったのは、コンビニ交付とかのために必要になったということですよ。だったら、導入はできたけど、その後また保守管理だとか、そういう委託料も発生していくことになるのかなと思っているんだけど、それはやっぱりそうなりますか。

分かりました。うん、うんと言っているから。それはよく考えたら今年度の予算書に書いてあるんでしょうね。また確認しておきます。ありがとうございました。

坂原委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 私も同じところで1点だけ、それ以外のところは中原委員が質問されたので分かりました。

キオスク端末保守業務委託料についてですけれども、これについては、予算額より決算額が倍ほど上がっているようになっているんです。当初の見込みよりも、何か想定し忘れというのがあったのか、それとも、後で業者との金額の違いがあったのか、その辺りをちょっとお聞かせください。

坂原委員長 堤課長。

堤住民課長 松尾委員のご質問にお答えします。

保守のほうなんですけど、こちら先ほど申し上げたとおり、10月分から計上していたのと、また、内容を精査した上で不用額が多くなっております。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 では、再開は13時といたします。よろしく申し上げます。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

坂原委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

午前中は総務費の質疑まで終わりました。

引き続き、午後からの質疑に入りますが、その前に、理事者から発言を求められておりますので、許可します。

竹原課長。

竹原生活環境課長 先ほど、中原委員からご質問がございました深日港駅の駐輪場の乗り入れの金額について、なぜ無料かというご質問ございました。

こちらで調査しましたところ、現状、深日港駅につきましては、駐輪場の設定はございません。というのは、今現在の自転車を止めているところにつきましては、過去は改札口でございました。フェリーが頻繁についている頃は、あそこが改札口になっておりましたので、人の出入りが多かったため、現在止めている場所を駐輪場として確保することはできませんでした。

フェリー撤退後につきましても、スペースの交渉については、現状、行っていない状況でございます。

坂原委員長 西部長。

西総務部長 午前中の松尾委員のご質問で、キオスク端末導入保守業務委託料が当初予算よりも増額になっているというところで、担当の堤課長からご説明をさせていただいたところですが、少し間違いがありました。このコンビニ交付につきましては、デジタルのほうで契約業務等を行っておりますので、私のほうから少しご説明をさせていただきたいと思います。

今回のデジタル田園都市交付金につきましては、イニシャル経費だけでなく、3年度分のランニング経費も導入年度に契約すれば補助対象として2分の1の交付を受けられるという内容となっております。今回、岬多奈川郵便局に設置するキオスク端末の導入に当たりましては、他団体でも実績を有するA社から予算見積りを徴したところですが、そのA社については、当初は、3年度分の保守契約を一括して契約することができないということでしたので、当初予算の中では単年度分の保守業務委託料として21万8,000円を予算計上させていただいたところでした。

実際、導入に当たりましては、広くプロポーザルを実施したところ、A社のほか、B社からも提案がございまして、B社からは、3年度分の保守契約ができるという提案がありまして、さらに導入と5年間の保守費用等をトータルで比較したところ、B社のほうが価格的に有利であること、また3年度分の保守を一括して契約すれば、その半額を交付金として受けることができ、町の負担も軽減することができることから、3年度分の端末保守料として42万2,172円を契約して、当初予算よりも決算額が増えたというものでございます。

トータル的に見ると、町にとっては、経費上、軽減が図られている措置であることをご理解いただきたいと思います。

坂原委員長 内山部長。

内山財政改革部長 お昼前に、総務費の質疑の中で松尾委員から質問がございました、決算書で言いますと85ページの下から4つ目の項目になります。防犯カメラ設置点検委託料、こちらの執行額について予算と乖離しているのではという趣旨のご質問でありましたけれども、こちら予算額につきましては、14万1,000円ということで、ほぼ予算どおりの執行になっているということで、こちらのほう訂正と言いますか、付け加えさせていただきます。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 午前中の中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

条例の一部改正について、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について、新旧対照表における資格確認書等の「等」とは何かのご質問ですが、「等」につきましては、限度額適用認定証や標準負担額認定証など、後期高齢者医療に係る証関係全般のことを言います。

坂原委員長 理事者から説明がございましたが、その件については各委員さん、そのように受け止めてもらってよろしいですか。質問ありますか。松尾委員。

松尾委員 審議が逆戻りになるかもしれないですが、聞きたいのは、キオスク端末のことですけど、3か年の契約トータルで考えたら、B社のほうが安いということで説明を受けました。3か年を過ぎて、そのときは相見積等をするということによろしいですね。

坂原委員長 西部長。

西総務部長 キオスク端末については、3年では壊れることはないと考えておりますので、基本的には壊れるまで使い切るというのが基本と考えております。

このプロポーザルのときに、一応、5年という期間で両者の比較をさせていただいております。それに基づく5年分の保守経費、それから導入の機器の費用、これを合わせて、トータル的に比較しても、B社のほうが安かったということで、当然、保守費用もそちらのほうが安いということになり、3年で更新するというのではなく、使い切るという考え方でおります。

坂原委員長 よろしいですか。中原委員。

中原委員 駐輪場のことを早く調べていただいて、理由が分かったということでご報告いただいております。

そうすると、深日港駅は、町としても駐輪場として用地を借り上げて整備していないということになるわけですね。だから何かあっても町は責任が持てないというか、そういう関係にあると。

ちょっと疑問なのは、深日町駅なんです。あそこはトンネルの下に自転車置いてあって、あそこが駐輪場ということになるのかなと思うんだけど、あそこは岬町として用地を借りて、お金を払って、駐輪場用地として整備し、また管理もしていると、そういうことになるのですか。このお金減額できないかなとか、そ

ういうことを考えてしまいました。

坂原委員長 答弁を求めます。竹原課長。

竹原生活環境課長 中原委員のおっしゃるように、借り上げて、使用料をお支払いさせていただいていますので、管理等についても当町で行っているということでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。過去のいろんないきさつがあるということも、この機会に学ぶことができました。

それで、午前中に申し上げましたけれど、岬町としてお金も出して、整備するというか、維持管理をするということになりますから、みさき公園駅の難波側のスペースがそもそも小さいという問題がもともとあるんだけど、使う方が困らないように、通路にはみ出して止めないように、例えば、通路のところに「通路」と書くとか、何か工夫をしていただきたいなど、駐輪場の出入口のところへ表示して、通路に止めないでください、お困りの方がいますとか、何かちょっとそういう工夫をできるだけ早く考えてほしいなど。私は住民さんから、うちは家族でかなりの額の税金払ってるぞと。もう何やったらもうペンキ買って、自分が白線引きに行こうか言われたりするぐらい、切迫感を持っておられる方もいるので、できるだけ早く、ルールを守っていただけるような注意喚起も含めて、維持管理に努めていただきたいと要望したいと思います。

ありがとうございます。

坂原委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 では、これで総務費の質疑を終わりたいと思います。

続いて、民生費に入ります。

決算書の106ページから141ページをご覧ください。ただし、120ページから123ページの目9文化センター費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。松尾委員。

松尾委員 109ページの社会福祉費、社会福祉総務費の節3職員手当等のところでは、

これで一般職超過勤務手当のことについてお伺いしたいのですが、これについて

は、事業委員会でもお聞きしておるところですが、下がっていますね。下がっていました。ごめんなさい、これは結構です。違うところを聞きます。

ページの113、障害福祉の件についてお伺いしたいんですが、まずは上から2番目の障害者就労移行支援給付費、これも毎年私が聞いておるところですが、就労につながって、結果が出たという方がいらっしゃるかどうかをお伺いしたいなと思います。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

就労移行支援に関しましては、利用件数、総利用日数とも年々増加傾向にありまして、令和5年度につきましては、利用件数6件、総利用日数が116日ということで、前年度、令和4年度よりも1件増の37日増という状況になっております。

施設としましては、複数対象となっている施設がありますが、現在のところ、町内の施設においては、なしという状況になっております。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 先ほど、失礼しました。質問の読み取りがうまくできていなかったようで、すみません、その部分に関しましては、実績がどうであったかというのが把握ができていなかったもので、必要であれば、確認して、後々回答をさせていただこうかと思っております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 では、後ほどで結構ですので、お願いします。

続きまして、障害者就労支援、就労継続支援のA型給付費と、同じくB型給付費がありますが、これも予算額で見ると増加になっていまして、これはサービスを利用される人が増えたのか、それとも1人当たりにつき利用時間が増えたのか、その辺りの分析をお聞かせいただけたらと思います。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

就労継続支援A型、B型ともに、前年度と比べまして、A型は総利用日数が前年度よりも10件近く増という状況になっております。ただ、利用件数そのものは前年度と同じ件数でありまして、これは利用者さんの利用日数の変動があった

ということで認識しております。

また、就労B型につきましても、利用件数は前年から5件の増、総利用日数につきましても、39日増という状況になっています。こちらのほうも利用件数の増加と併せて、その利用者さんの日数も幾分増えているという認識でおります。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 障害を持たれた方の社会進出を引き続き支援いただけたらと思いますので、お願いしておきたいと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の111ページ、節18負担金補助及び交付金の社会福祉協議会補助金についてお尋ねします。

これは主に人件費かなと思っっているのですが、予算書では2,004万5,000円という予算を組んでいたと思うんです。それが1,870万円余りということで、減額になった要因をお聞きしたいと思います。お願いします。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

先ほど委員がおっしゃったように、社会福祉協議会の補助金増額に関しましては、令和5年度において、年度途中で職員が1名採用されたことによる増員と、それから人事院勧告によるベースアップということで増額になっております。

予算額から減になっている理由としましては、本来その補助金の中には、協議会の職員さんの各種諸手当、扶養手当でありますとか、通勤手当等々があるのですが、そちらの分が当初の見込みよりも対象が少なかったということで、予算額より減というような状況になっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 事情についてご説明いただいてありがとうございます年。

度途中でお一人新たに採用されたというご説明がありましたけれど、この補助金で賄っているというか、人数は何人なのか、正規も非正規も全部合わせてということなのか、その辺りについて、もしご存じでしたら詳細をお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

具体的に、正規、非正規含めた職員数というのは、こちらのほう、すみません、把握ができていなかったもので、後ほど確認の上、お答えしたいと思います。

坂原委員長 ほかにも。中原委員。

中原委員 先ほどの件はお調べいただいて、またご報告いただきたいと思います。お手間ですがお願いします。

決算書の115ページの一番下、節18負担金補助及び交付金の中で質問させていただきます。

一つは、高齢者補聴器購入費助成事業補助金ということで、予算としては100万円組んであったわけです。1人上限が5万円だったので、最大の金額使われる方々ばかりだと20人ということだろうと思って、この予算化については大いに評価したところであります。そのうち35万円の支出があったというご報告なんです。私はこの数字見て、意外と使ってもらえたんだなと実は思ったんですよ。申し訳ないけど、もっと少ないと思っていたので、周知が足りないんじゃないかとか、そういうことを言わんといかんかなと思いましたけど、初年度の実績としては悪くない数字だなと思って見ています。そういう意味では、周知の努力も実ったということなのかなと思って見ています。

ただ、金額だけでは少し分からないので、実績についてお聞きをしておこうと思うのと、それから、不用額が出ているということもあって、対象の拡大だとか、金額の増額だとか、そういうことも考えていってはどうかと思いますので、その辺りについてのお考えを、実績と併せてお聞きしておこうと思います。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず一つ目の実績についての報告になります。上限額を5万円としておりまして、実績件数は7件ございました。決算額が35万円で、5万円掛ける7件という数字になってございます。

2つ目のお尋ねの、対象の拡大、あるいは上限額の拡大についてのお尋ねだっと思いますけれども、ご指摘のとおり、昨年度が初年度になっておりまして、聞こえのサポート事業ということで、ヒアリングフレイルの普及啓発とかも含めて、まずは事業の周知を進めてまいりたいと思っております。引き続き、対象者の拡大でありますとか、補助額の拡大につきましては、そういった周知活動を含

めて、事業の聞こえのサポート全般の事業の評価を行いながら検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 聞こえのサポートとか周知も含めて、総合的に利用の促進を図るというお考えが示されて、結構なことと思います。

ただ、1人5万円という上限、今聞いたら7人ということなので、全員が上限額いっぱいまで活用されているわけですね。ということは、恐らく持ち出しがあるんですね。対象は非課税の方なんです。どんな経済状態か分かりますよね。その方々に、それはそれぞれで幾ら自己負担が発生したかというのは分かりませんが、プラスして払うというのは本当に大変な家計の状況にあると考えるべきだと思うんです。ということから考えると、やはりこれは金額の拡大、それから対象の拡大、非課税世帯でない方にも活用していただけると、その意味では非課税世帯でない方には、例えば段階的に上限額を区分してもいいかもしれませんけれども、ぜひ今後の拡充についてお考えいただきたいと思います。

続けて、シルバー人材センターについてちょっとお聞きしていいですか。このページの一番下にシルバー人材センター活動補助金ということで、昨年度は833万9,000円が支出されたということでありました。私はこの間、シルバーの問題についてはずっと一般質問でも聞かせていただいていますし、また住民の方と一緒に、正常化を求める会をつくって、それにも関わらせていただいておりますので、シルバー人材センターが信頼回復を目指して努力をし始めているということは存じ上げています。さらに、昨年度の833万9,000円というのは、昨年度はもう不正を主導した元事務局長はいない年なので、なかなか決算ではやりにくいというのは率直に言ってこちらとしてはございますけれど、一点だけお聞きをしておきたいと思います。

そのシルバー人材センターとして信頼回復を目指しているということは先ほど申し上げましたけれども、理事として関わっておられる立場にもありますから、今後も町のサポート、連携が非常に大事になってくると思うんです。それで信頼回復を目指していろいろこれからも取り組もうとしておられることに対して、どんなことを努力しようとしておられるのかとか、その辺りことを、しゃべられるようであればしゃべってください。シルバーに聞いてくださいと言ってくなくても

別にいいですけど、私はこの件はずっと言っているけど、私が議会で言うときは、町の姿勢を問題にしています。町の姿勢が疑惑を解明するという立場にしっかり立っているかどうかということが、住民さんが見ている点ですので、理事という顔もありますけれども、担当部長という顔もありますので、お話しいただけることがあれば、ぜひシルバーの中で努力しておられること、今後こういうことを取り組んでいこうとしていますというようなことがあれば、お聞きしたいなと思います。お願いします。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 令和5年度から、岬町としましては派遣職員を送りまして、適正な事務に努めていただいているところで、またこの令和6年度からも、人は替わりましたけれども、引き続き派遣を出して、行政と一緒にあって、就労機会の拡大と生きがいに努めていきたいと考えております。

また、理事会として、令和6年度から理事のメンバーも替わりまして、今まで理事会の開催回数も少なかったのですが、令和5年度では10回を超える理事会も開かれていますし、理事会としての機能も改善されてきてると、行政から見て、感じているところです。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 決算書135ページの放課後児童健全育成費の中の7報償費、子育て支援課講師謝礼ということで、恐らくこれは学童保育の夏休みの等に外部から指導者に来ていただいて、指導していただく報償費だと思うんですけども、不用額15万1,500円とかなり不用額が多く出ている理由があればお答えいただきたいと思います。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えいたします。

学童保育の報償費、講師謝礼についてですが、夏休みでや冬休みの中で、絵画コンクールであるとか、夏休みであれば、プール遊びを地区福祉委員会さんに協力いただいて、昨年度実施させていただきました。それ以前はコロナ禍でありましたので、さらに縮小はしておりましたが、昨年はプール遊びの復活をさせていただいたところですが、コロナ禍以前については、地域の大学生、高校生、留学生などと活動する事業も講師謝礼としてありましたが、コロナ禍明け、その活動

に参加いただける人材がなく、不用額がたくさん出たというところです。

ただし、令和6年度につきましては、さらに社協の地区福祉委員会のご協力を得まして、活動を増やして、一定活動をしているというところになります。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 理由は分かりました。放課後の子どもたちにとっては、外部の人たちと触れ合う機会というのはすごく大切かなと思いますので、ぜひとも令和6年度はそういう機会を増やしていただきまして、子どもたちによりよい放課後の学童保育の運営に努めていただきたいなと思います。

続けていいですか。

坂原委員長 はい、どうぞ。

早川委員 139ページの負担金補助金交付金の一番下、各種研修会等参加負担金ということで、各種研修、どの研修の負担金かお答えいただきたいと思います。

坂原委員長 今調べているようなので、しばらくお待ちください。

中島課長。

中島子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えいたします。

139ページの各種研修会等参加負担金については、ファミリーサポートセンターの全国のファミサポ説明会に参加する研修会負担金という状況です。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 ファミリーサポート事業の説明会ということで、ちょっと関連して、ファミリーサポート事業の令和6年度の実績、もしくは、もし可能であれば、何年間の利用者の推移が出るようであれば、お答えいただきたいなと思います。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えいたします。

令和5年度のファミリーサポートセンターの利用回数についてのご質問ですが、年間で32名のご利用がございました。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 すみません、過去の推移ですので、その前の令和4年度につきましては、実績ゼロでございました。その前、令和3年度につきましては、186人、それから令和2年度につきましては、365名、平成31年、令和元年度については、551名という実績の状況になっております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 前年度はゼロということで、令和5年度32名と、過去からかなり数字が下がっている要因といたしますか、利用者が減る理由というのは、何かあればお答えいただきたいなと思います。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 過去利用実績が多かった年度につきましては、同じ児童、同じ家庭の複数回利用しておった方が利用しなくなったところで減ったというところがあるのと、もう一点については、利用させたい側と、それを受ける側の協力会員とのマッチングがなかなか難しかったという過去の事例もあると聞いております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 マッチング、需要と供給がなかなかうまくいなくて利用者が減っているということで、今後、担当課としてここを改善するに向けて、取り組もうとしている内容がもしあれば教えていただきたい。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えいたします。

実際、過去の実績から見まして、利用者数が減少しているというところもあります。ただ、制度としては、地域の中でこういうファミリーサポートセンター事業も全国的に展開されている事業ですので、これはほかの事業のことについても同じことにはなるんですけど、もう少し周知を図ることに努めるとともに、ファミリーサポートセンターの利用者負担も発生することですので、その辺の在り方等、また他市町村の動向も見ながら検討していきたいなというふうに思っております。

坂原委員長 ほかにございませんか。奥野副委員長。

奥野副委員長 決算書135ページの19扶助費、子育て支援課の子ども通院医療費と子ども入院医療費についてお尋ねいたします。

この2つの事業は、私の認識では、過疎対策事業債を充当しているのかなという認識なんですけど、それでよかったですでしょうか。

坂原委員長 内山部長。

内山財政改革部長 決算書、歳入のほうになるんですけども、歳入の67ページになり

ます。67ページの中ほどに、子ども医療助成事業債ということで、令和5年度につきまして600万円、この事業に対しての財源ということで、発行を行っております。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 過疎債のことでもう少し、部長にお答えいただいたので、もう少しその辺をお聞きしたいなと思うんですけど、厚生委員会に限らず、過疎債をいろいろ使っておられると思うんですけど、令和3年度からスタートして、4年、5年といろいろ過疎債を充当して使っておられる。その令和4年、5年で合計の過疎債の金額というのは、お手元の資料でありますか。

坂原委員長 内山部長。

内山財政改革部長 手元に資料ございますので、少しお待ちいただけますか。

すみません、申し上げます。まず令和4年度になります。令和4年度につきましては、一般会計、特別会計含めてなんですけれども、2億6,150万円のトータルの金額ということになっています。令和3年度につきましては、こちらも一般会計と特別会計合わせてということになりますが、1億5,610万円の総額金額ということになります。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 今、令和4年と5年で合わせると、2億と1億何がしで、3億何がし円の過疎債の指定になっているということですか。

坂原委員長 内山部長。

内山財政改革部長 令和3年度分と4年度分と合わせますと、おおむね3億2,000万円ほどの発行を行っております。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 一つ一つの項目の調べではなくて、全体でお聞きしたいので、申し訳ないんですけど、私が見てる中で、今、大きな数字を過疎債でどんどん使われてこられていますし、これから図書館、公民館もその過疎債を使ってというようなお話もございますし、これからどんどん、どこまで使っていけるのかなというところがある中で、この決算書の最初の11ページあたりを見ているんですけど、不用額の合計も2億何がし円が11ページに上がっているんですけど、予算編成上、多めに各課が取って、余ってくるのはいろんな事情があつてのことだと思うんです

けれど、その辺はもう予算編成上やむを得ないということで編成されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

坂原委員長 内山部長。

内山財政改革部長 副委員長がおっしゃるように、不用額を見ますと、今年度については2億150万円ほどとなっております。こちらにつきましては、やはり予算とはいえ、精査された数字であるべきと考えますので、当初と計画や仕様が違って予算を見直す必要があるというようなことは想定されますので、そのような場合は、3月補正なり、3月の最終補正で予算のほうを調整して参りたいと考えております。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 もう少しお時間いただけたらありがたいんですが、この過疎債というのは、私の認識では、指定を受けたら3割は町の自己負担金と、残りが交付税で算入されるというような認識ですけれど、それも順次、額が大きくなれば、返済も当然大きくなってこようかと思えますし、これからどんどん、どこまでこれを使っていかれるのか、当初の設定時にいろんな項目の一覧表があったような記憶があるんですが、それに沿ってまたやっつけていかれるという認識でいいんでしょうか。

坂原委員長 内山部長。

内山財政改革部長 こちらの過疎債につきましては、副委員長がおっしゃるように、償還額の7割が交付税算入されるということですので、地方の負担としましては3割ということになります。

こういった起債というのは、この地方債の中でも財政的にはかなり手厚い起債となりますので、財政担当としましても、可能な限り、過疎対策事業債を活用して、今後の地域の活性化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 この指定を受けて、かなり大きな金額の事業を過疎債を使ってという扱いをされているように認識しているのですが、今後、ここは町長にもお聞きしたいなと思いますが、よろしいでしょうかね。これから町長の方針として、過疎債を予算の中に組み入れてやっていく方向であるのか、いやいや、もうこれからどんどん増収を増やす、ふるさと納税はもっと金額を増やしていく方法で転換していくんだというような方向でいかれるのか、基本的なお考えはどうでしょう。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 政策的な話になりますので、かいつまんで話をしますと、やはり特定財源を確保しながら、過疎債はあくまで、言わば過疎脱却のための国の補助制度でありますので、10年間という一つのスパンがあります。その間にいろいろと、公共施設なら公共施設の老朽化したものを整備しなさいとか、ソフト事業にはこれぐらいのパーセンテージで使ったらいいというような一つの決まりがありますので、それを超える中でこのこれからのまちづくりというのは、やはりあらゆる特定の財源を確保してやっていかないと、恐らく非常に厳しい状況が続くだろうと。

それで私は今、町の財源を確保するための方策を、大阪府と国とでいろいろ相談をしていますので、例えば、財政について議会からのご指摘を受けています。財政調整基金なんかも、もう少し上積みをしてくれということも申し出ておるし、大阪府のほうもいろいろ検討課題に乗せていただいておりますし、それからいろんな地域の活性化のための大阪府、国のそういった特定財源をいただきたいということも言っています。そういったものを財源確保しないと、なかなか町税では、言えば、町の職員の人件費をオーバーして、大体2億円ほどオーバーしてるのかなと思いますけど、これも人件費をたちまちカットするのかなということも難しいだろうし、そういったものはまた過疎債をうまく活用していくとか、これも財政と調整をしながらやっていかないと、今後の政策の見通しというのはなかなか難しいと思っています。

特に、公共下水道が企業会計になりましたので、そういったことも含めて、今やっている下水道事業計画が本当にこのままうまく進んでいくのかどうか、これもやっぱり私は心配していますし、そうすると、やはり綿密な計画を立てながら、その計画に沿ってやっていくという方向で進めていきたい。このように思っております。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 あまり時間を取るのもあれなので、今、町長の答弁をいただきましたが、この過疎債の指定を受けるときも、どんどん人口が減り、財政状況も悪くなっているのに指定を受けたというような認識があるんですけど、それをクリアしていった解除するという方向がベストかなと思いますけれど、今すぐは、重要課題もあるのでなかなか難しいと思いますけれど、これからどういう方向で進んでい

かれるのか、財政も編成も大変な時期だと思うんですけど、できるだけそれを解除できるような方向でいろいろと取り組まないことには、まだまだこれがどんどん山積みになってくるのかなというのを危惧いたしますので、これは私の最後の要望ですけど、その辺の取扱いを注意いただくというか、お願いしておきたいなと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 資料を請求したいんです。決算書121ページ、一番上に健康ふれあいセンターの指定管理委託料とあります。ここに関わって、利用者数を紙で欲しいです。2022年度と2023年度の各施設ごと、お風呂だとか、プールだとか、そういう区分がありますよね。2022年度と2023年度の2か年度の利用実績をおって、書面で結構ですので、この委員会において請求しておきたいと思います。

それから、135ページの、先ほど奥野副委員長からも質問があった、子ども医療費についてお尋ねします。

子育て支援課、子ども通院医療費と子ども入院医療費が記載されています。それで、ここの予算の取り方としては、過去3年間ぐらいかなと思うんですけど、実績に基づいて翌年度の予算を組むということの繰り返しをされてきたんじゃないかなと認識していますが、入院が予算よりも少ないです。それで通院が予算より少し多くなっていて、この辺りで何か傾向だとか、そういうものがあったのか、別に特に何かの傾向はないけれど、結果としてこうなったということであるのか、子ども医療費助成についてお聞きしておきたいと思います。

それで、子ども医療費の助成については、いつまでも助成なんです。一回500円が必ず要るわけです。今本当に物価の高騰で、500円とはいえ、子どもが病気になって何回も通院するとか、一応上限もありますけど、上限も引き上げられましたよね、負担が重くされましたよね。子ども医療費ではなかったのか、ほかの医療制度か、もう一回確認しておきます。

それで、これはもう助成じゃなくて、無料にするべきだと思っています。お金の心配一切なく、何かあったときに子どもをすぐに病院に連れていけるという環境をつくるのが、子育て支援の大きな役割じゃないかなと思いますが、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、昨年度の医療証の発行数についてもお聞きしておきたいと思います。

お願いします。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず一点目ですけれども、子どもの通院医療費と入院医療費の傾向についてだいたかと思うのですが、こちらについては結果論という形で、なぜこういうふうな傾向にあるかというのは把握できておりません。申し訳ありません。

2点目の自己負担額につきましては、先ほどの委員のお話の中で、自己負担が高くなったのではないかということだったんですが、子ども医療、ひとり親医療費につきましては、従前から一日500円、2日目500円の1か月1,000円まで。たくさんの医療機関を受診された場合の合計が2,500円までという制度を維持しております。自己負担が増えたのは重度障害者医療の自己負担が増えたということで、過去に制度改正がございました。

自己負担の取扱いにつきましては、これまでの委員会等でもご質問があつて、ただ、岬町の財政状況もなかなか厳しい中、自己負担をどう軽減していくかというのは、他市町村の動向も含めながら、今後、またちょっと子育て支援施策の拡充、充実に努めてまいりたいという状況でございますので、ご理解いただきたいところでございます。

それから、発行枚数につきましては、すみません、ただいま手持ち資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

坂原委員長 よろしいですか。内山部長。

内山財政改革部長 先ほど、過疎債の実績の金額をご説明させていただいたんですけど、ちょっと誤りがありまして、訂正をさせていただきたいと思っております。

まず、令和3年度の過疎対策事業債の発行実績なんですけれども、こちらは説明と変わりないんです。1億5,610万円ということになります。令和4年度の発行額につきましても、こちらも説明と変わりなく、総額で2億6,150万円ということになります。

副委員長から、その合計は幾らかというところのご質問があつたんですけれども、そこで3億何がしというご説明をさせていただいたんですけれども、すみません、正しくは、4億1,760万ということになりますので、おおむね4億2,

000万円のトータルの発行価額ということになります。

申し訳ございません。訂正させていただきます。

奥野副委員長 はい、分かりました。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の139ページ、真ん中のちょっと下あたりで、節18負担金補助及び交付金の中でお尋ねいたします。

昨年度については、すくすく家庭保育応援事業費補助金、これは新規の幼稚園にも保育所にも行っていないけど、家庭で子育てをされている方への手当だったかなと思いますけれど、こういった細やかなと言いますか、そういった事業も取り組まれたり、施設型給付費、これはゼロから2歳の課税世帯の子どもたちについては保育料がかかっていたんですけど、それを2分の1にということで、非常に前向きな予算の執行があったというふうに見られると考えています。

ゼロから2歳の保育料を2分の1にするだけでも、本当に恐らく大変だろうなというふうに思っていますが、2分の1をさらに切り込んで、さらに拡充をというのを要望しておきたいと思います。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

決算書140ページから161ページをご覧ください。ただし、148ページから149ページの項1保健衛生費、目3環境衛生費の節18負担金補助及び交付金のうち、土木、下水道課に係るものは他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。松尾委員。

松尾委員 143ページの一番上に記載されています母子手帳アプリシステム保守管理委託料ですけども、これは当初予算よりも半額近くになっているんですね。これは保守管理なので、ほぼ定額なのかなと思っていたんですけど、これは利用者数によったりで保守管理費が変わってくるのかどうか。減額になった理由を教えてください。

坂原委員長 川井所長。

川井しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

母子手帳アプリにつきましては、今年度より導入いたしまして、当初予算のときには、導入経費と、あとは月々の保守管理を取らせていただいたんですが、導入に当たりまして、システム構築しまして、実際に運用を始めたのが8月からということになりましたので、まず月々の保守運用管理が1か月当たり2万2,000円なんですけど、それが8か月分。あと導入経費につきましては、当初予算計上時には導入経費も見込んで立てましたが、実際に契約した業者から、導入経費については要らないですと言ってくださったところがあって、それで減額しておりますので、今回、実際には8月以降の保守管理分の委託料のみとなっております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 はいこの件はよく分かりました。ありがとうございます。

続きまして、145ページの節10需用費です。そこで結構当初予算にない項目、例えば燃料費だったり、光熱水費だったり、修繕料というのが上がってまして、これは何かというか、要因というか、教えていただきたいなと思います。

坂原委員長 川井所長。

川井しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

当初予算時になかったものということで、こちらでかかっておりますものは新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費でございます。補正予算で組んでいきましたものもございますので、当初予算の中になく状況となっております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 新型コロナウイルスワクチン接種に係る様々な費用が補正予算でも上がってきたということですけども、委託じゃなかつたんですかね。その下に委託料で上がっているんですけども、それとはまた別でかかっているんですかね。

坂原委員長 川井所長。

川井しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

委託料といたしまして、接種に係る委託料ですとか、あとコールセンターの委託料等はございますが、それとは別に、消耗品、コールセンターの事務室をつくりましたので、そちらで使う事務用品、あと燃料費につきましては、ワクチンの配送に関わる部分で委託もしてたんですけども、緊急で職員が対応する場合もご

ございましたので、公用車をリースで借り上げておりました。その燃料費、印刷製本費等につきましては、ワクチン接種に係る接種券等の印刷、光熱水費につきましては、保健センターにコールセンター事務室をつくりましたので、保健センターと案分したものであるものとしての光熱費、主に電気代になっております。修繕費につきましては、保健センターの事務室を使っておりますので、それを令和5年度で事業が終わりましたので、使っておりました配線ですとか、そういったものを元の部屋に戻す、原状復帰するために工事をしたもので11万円ほど。医薬材料費につきましては、アルコールですとか、消毒に使うもの、そういったものを購入させていただいております。

坂原委員長 ほかにございませんか。谷地委員。

谷地委員 私は監査委員という立場で、既に決算審査を行わせていただいている立場でございますけれども、2点だけ質問をさせていただきます。

まず一つ目、147ページの委託料、上から2つ目、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定支援業務委託料、これも決算に上がってきているので既に支援業務は完了しているところだと思っております、6月議会の一般質問にて、関連する部分を質問させていただいた際に、現在、改定を進めている状況という回答をいただきましたけれども、この計画の今の進捗状況と、今後、いつぐらいの時期に実際、策定完了するのかという部分、こちらについてまず回答をお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定業務につきましては、現在、担当課において精査しております、パブコメの準備を行っております。

パブリック・コメントにつきましては10月に予定しております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 現在、取りまとめている最中で、10月ぐらいにパブリック・コメントを実施するということなので、そこは予定どおり進めていただきたいと思います。

これに関連していますが、環境省で各地方公共団体の地球温暖化対策実行計画の策定状況を公開しているんですけれども、岬町は一応公開されているとリスト上はありますが、ホームページのリンクがないみたいなので、ここだけは確認い

ただいて、前の計画だと思いますが、せっかく策定しているものがあるので、きちんとそういったところは環境省にも伝えて、情報公開に努めていただきたいと思います。これは要望です。

もう1点なんですけれども、157ページ、こちらの委託料で美化センターごみ処理施設長寿命化総合計画策定業務委託料、こちらも決算が上がってきていますし、既に計画策定の業務委託は完了していると思いますが、こちらの計画の策定状況というところは今どうなってますでしょうか。

坂原委員長 どなたが答弁されますか。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 長寿命化総合計画につきましては、策定はできております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 こちらについては、今、特に岬町のホームページ上で公開はしてない状況と認識してまして、全ての計画を公表しなきゃいけないものではないと思っておりますので、ちょっと美化センターに関しては、やはり老朽化が激しくて、この長寿命化というところがかなり重要な部分になってきますので、この計画については資料請求という形で提出していただきたいと思いますので、お願いいたします。

坂原委員長 ただいまの資料請求よろしいですかね。お願いします。

ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の143ページ、一番上の備考の中で、ずらずらと妊産婦、出産、子育てに関わるいろいろな委託料が記載されておりますが、その下2つ、出産前後ヘルパー派遣委託料というのと、産後ケア事業委託料、この2つについて、実績を過去3年度分お聞きしたいと思いますのですが、資料でいただけますでしょうか。ではそのようにお願いします。

次の147ページに関わる問題で、環境衛生の中の課題かなと私は思っているんですが、さくらねこの活動についてちょっとお尋ねしたいと思っています。お聞きしたいのは、グループ数と、そのうち活動しているグループ数と、このさくらねこ活動を前に進めていくために課題となっていることがあれば、担当課でお感じのことをお聞きしたいと思います。お願いします。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 さくらねこにつきましては、手持ち資料がないのですが、5グループあったと思います。正式な数字につきましては、再度報告させていた

できます。

さくらねこの問題点につきましては、近くに病院がないということで、泉南・阪南獣医師会の中で要望なりを行っていくと、以前にも回答していたところです。それにつきましては、獣医師会との担当者会議があればその場で協力病院になっていただきたいということを説明しまして、ご協力をお願いする予定でございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 最近、この問題でご相談がすごく多いです。多分、ちょっと前に生まれた子猫が活発に動き出すようになってきた時期なのかなと思います。先月が多かったかな。私のところへ寄せてくださるご相談は、何というか、その忌避、寄せつけないとか、うちの敷地に来ないようにさせたいとか、そういうこととは少し違って、せっかく生まれた命なので大切に守りたいけれど、どんどん増えていくことによって人間生活との共存が難しくなってくることは避けたいと、その命は一代で終わるというさくらねこ活動につなげたいという方がご相談くださるんですけど、実際問題としては、活動しておられるグループもなかなか受入れが難しいとか。私もこの間、その相談が多かったものですから、その財団のホームページとか調べたり、あとは実際に病院に電話をかけてみたりしてみたのですが、病院によっても受入れ方がかなり違ったりしています。だからその辺りの情報、例えば、協力病院が増えたりとか、減ったりとか、そういう情報も、活動しておられるグループの皆さんにもぜひお伝えいただきたいと思うし、少しこの問題は本当に何とか考えていかないといけないのではないかと改めて今回思っていますので、担当課としても活動しておられるグループに対するサポート、これまでもしてくださってると思いますが、これまで以上にサポートをしていただきたい。主にはいろんな情報提供をしていただきたいと思います。

それから、やっぱりこの問題は、もう一つの方向性としてグループを増やすことが大事だと思いますので、そういった観点からも担当課でも努力を続けていただきたいと。丁寧に対応しておられるのは聞いていますので、ご相談があったときに、グループをつくりませんか、本当に小さい単位で、例えば夫婦なんかでもできますよというようなアドバイスをくださったりしたということで、非常に喜ばれておりますけれども、実際にその命を一代で終わらせる、要は手術を受け

させるといふところまで行くにはかなりハードルが高いんです。なので、この活動が実っていくように、せつかく委員長がご提案いただいて、結実したものでもありますので、全体で前に進めていけるように、担当課としても努力をしておいでいただきたいと思います。

活動状況については、またお調べいただいて、後ほど教えていただければなと思います。

続けて、149ページの一番上ですが、電気自動車等導入支援事業補助金、これはEV車と燃料電池車ということで、それぞれ5万円と10万円上限で、購入の場合に補助金を支出すると。地球温暖化対策ということで積極的な予算化だといふふうに思いますけれども、予算200万円に対して30万円の支出ということにとどまっている状況にあります。

それで、EV車と燃料電池車それぞれの実績をお聞きしたいのと、これも始めたばかり、まだ定着していない事業かもしれませんけれども、増やしていくためにどうしていったらいいかということについて、何かお考えでしたらお聞きしたいと思います。お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員の質問にお答えさせていただきます。

令和5年度の実績としては、PHV、プラグインハイブリッドの車が6件、燃料電池、水素電池の車についてはゼロ件でございました。ですので、1台5万円掛ける6件で30万円の決算となっております。

今後こういった活動を増やすために、岬町のLINEやホームページで広報活動を行って、ますます利用者を増やしていきたいというふうに考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 広報をさらに強めるということと併せて、この上限の金額ですけど、ちょっと見直したほうがいいんじゃないのかというご意見をお持ちの方がおられまして、特にその方がおっしゃっていたのは、燃料電池車のことのようにしたけど、上限が20万円というのはアンバランスがあると、もっと高いからこの金額をもっと引き上げないと活用が進まないんじゃないかという意味でおっしゃってくださっていて、この助成額についても、この事業がより活用されるということを考えてときに、助成額についても引上げをお考えになったほうがいいのではないかなと

思いますので、今後、広報の努力と併せてご検討いただきたいと要望いたします。
続けていいですか。

坂原委員長 はい、どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。決算書の151ページですが、節12委託料の中に、がん検診の項目がございます。2022年度、2023年度の実績を資料でいただきたいと思います。お願いします。

それから、153ページの、これは質問させていただきます。上のほうの自然海浜保全対策費のところ、節12委託料とありまして、4種類の委託料が記載されているわけです。その一つ目のことについて、ちょっと確認も含めてお尋ねしておきたいと思います。

長松自然海浜ごみ収集委託料ですけれども、これは年々金額が増加していつているんです。予算も決算も。何か私、前に、恐らく1年前の予算のときだったと思うんだけど、経過について確認をして、1人人数が増えたんだとか、あと金額を上げてほしいみたいな話があったみたいな、経過についてお聞きしたことを自分が走り書きをしているわけなんです。それで走り書きまでは確認できたけど、会議録までちゃんと確認する時間がなくて、申し訳ないのですが、その経過をもう一度お聞きしておこうと思います。金額が増加していった経過について、もう一度お聞きしたいと思います。

坂原委員長 答弁を求めます。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

長松自然海浜のごみ収集委託料につきましては、年々増加しているという状況にあります。昨今の燃料費の高騰や人件費の高騰により、予算の増額を行っているものでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 人件費や燃料費の増額からということですね。それは理解ができます。

ただそうすると、委託料はもちろんですけど、そのほかも含めて、全体で同じことが起こっているんじゃないかと思います。人件費を引き上げるというのは非常に大事なことだと思います。やはり懐が温まらないと経済全体が上向きませんので、そういう意味ではいいんじゃないかなと思いますが、アンバランスがあったらいけないので確認しますが、ほかの委託料等についても同じような考え方に

基づいて、適切な増額が図られていると考えていいのでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

委託料につきましては、人件費、燃料費等の高騰が直結する業務につきましては、値上げ等の措置を行っておりますが、燃料費等と直結しないような業務につきましては、据置きの措置を、契約の業者と協議しまして、金額の設定をさせていただきます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 担当課としても、出ていくお金はできるだけ絞りたいというのはあるでしょうし、もう一方で、住民の皆さんのために、また町のためにお仕事をしてくださるんだから、できるだけ多く払いたいという気持ちも起こるのかなとか、葛藤があったりもするのかなとか思いながらいろいろ聞かせていただいていた。

今お聞きしたように、直結する業務については増額する。直結しないものについては、申し訳ないけれど、据置きをさせていただくということで対応されていて、不公平だとか一部の優遇みたいな、そんなことはないということによろしいですね。はい、うなずいていただいているので結構です。

ありがとうございました。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 151ページ、保険事業費の節18負担金補助及び交付金の中の、肝炎治療補助金なんです。これを見ると、予算額の10分の1程度になっていまして、そもそも肝炎を持たれていて苦しんでいる方が少なくなってこの数字になっているのか、それとも周知がまだなかなか行き届いていないのかというのか、要因と言いますか、それをお聞きしたいと思います。

坂原委員長 川井所長。

川井しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

肝炎治療費の補助金の金額については、やはり既にC型肝炎の治療が始まりまして、インターフェロンフリー治療というとてもいいお薬が出てきてから、平成28年からさせていただいてるんですが、やはりどんどん治療を受けられる患者様が減っているのが現状です。

保健センターでも、保健センターで把握をしていた治療対象となる方に訪問等

もさせていただき、情報提供も繰り返しさせていただいております。こちら岬町が費用助成をするんですけども、その前に大阪府の肝炎治療費助成を受けられている方の、そのときに出了負担額を岬町が出して、無料で受けられるようにするものです。

大阪府の申請者数も年々減少していると聞いておりますので、やはりC型肝炎の治療に関しましては、インターフェロンフリーという本当にいいお薬が出たことで、治る方はもう治ってきて、治療が済んでいっている状況ということで、周知不足であるとかというよりも、対象者が減ってきているというふうに原課では判断しております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 それではいい方向に行っているかなと思いますので、良かったなと思います。

続きまして、155ページの清掃費、塵芥処理費の節3職員手当等で一般職超過勤務手当をお聞きしたいと思います。100万円程度ですが、予算よりも決算額が上がっているということでもあります。なので、それだけ残業されている方がいらっしゃったということですが、その要因をお聞かせください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

超過勤務手当等の増加についてということですけども、例年よりも業務が多くなっているということと、あと休みの日に緊急的な出勤が増えたということ及び賃金の値上げによって増加しているということでございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 業務が多くなってきているということと、休みの日でも出てこないといけない場面が増えたからということですよ。であれば、何らかの対策を講じていかないと、きっと職員さんは大変なことが続くのかと思います。その改善策というのは考えられておるでしょうか。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事（人事担当） 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの超過勤務手当の話ですけども、予算と比べると増えているような状況です。決算額同士を比べると、令和5年度の決算は411万4,855円、令和4年度の決算が452万9,978円ということで、超過勤務手当の支給額自体

は41万5,123円ほど減額になっています。

予算自体は、予算を組むときに過去の実績と、それから平均で大体これぐらいかという超過勤務時間数と勤務手当額を出しますが、財政状況が厳しい中、全体的なシーリングをかけ、若干低めの予算で、実際の超過勤務時間もできるだけ抑えていただいて、職員の健康維持のためという理由で抑えていくような状況です。ですから、実際の超過勤務の時間に関しては減っております。恐らく、減額されている理由としては、令和4年度とかは結構コロナ関連で外出が減っていたと思いますが、そのときに、草刈りとか、清掃片付け作業を結構多くされて、いろんな大型ごみも含めて、美化センターへごみを出す業務量が結構増えたと聞いています。その分、美化センターで働く職員の働く時間が、令和4年度は若干増えましたが、令和5年度、昨年と比べると若干落ち着いたと思います。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 そもそも超過勤務手当の金額が通常の範囲内であるということであればいいのですが、ただ、卓上で考えることと、現場で働いておられる方との乖離がないようにしていただかないと、多分、職員さんが大変しんどい思いをされることになると思いますよね。私はそこが心配で、毎回、こういう数字上でありますけれども、超過勤務を聞かせていただいているという趣旨です。

なので、廣田理事にはそうやって具体的にお答えいただいておりますので、把握されているという認識で私もいるので、引き続き連携というか、現場のスタッフの皆さんの状況というのを把握しながら、規制な人員配置、そのところを心がけていただきたいと思います。

続きまして、今度は157ページであります。上からフェニックス搬入手数料というのがあります。これが減額されている理由をお聞かせください。

予算額よりも減っている要因をお聞かせください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 フェニックスの搬入手数料につきまして、予算よりも減っている原因につきましては、当初予算は700トン搬入するということで予算を上げておりましたが、実際は506トンということで減額になったものでございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 ただ単に予想よりも少なかったということですか。何か特段の理由はないとい

うことでよろしいですか。分かりました。そしたらそれで結構ですけれども、同じページで幾つかあるんですけど、焼却場燃殻検査委託料というのがありまして、これは予算額よりも決算のほうが若干上がっているんですよ。その2つ下の焼却炉内清掃業務委託料、これは逆に予算額よりも下がっているということなんです。その下のごみ処理施設保守見積り審査委託料というのは、これも同じく予算よりも減っているんですけども、これは増えたり減ったりしている。予算額を算定するのに前年度の実績等々を勘案して立てられているところだと思うんですけども、これはごみの焼却が減ったり、ごみの量が減ったりと。増減がある要因をちょっと教えてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、焼却場燃殻検査委託料の増加についてですけども、当初予定しておりました回数より回数が増えたことによる増額でございます。

もう一つが、焼却炉内清掃業務につきまして、決算額が予算額より減っているということでございますけれども、これにつきましても、当初見込みの回数が4回だったのが、3回に減ったことによる減額でございます。

次に、ごみ処理施設の見積り審査ですけども、当初、定期点検の費用額の審査によって見積りを上げておりましたが、定期点検業務を1期と2期で、点検箇所、交換場所等の減額により予算よりも減額になったということございまして、特にごみの焼却量が増えたとか、減ったとかいうことではございません。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 焼却場燃殻検査委託料が思っていたよりも回数を増やしたからという理由ですけども、増やした理由は、何か特段の理由があるんでしょうか。増やさないとけない理由があったのかどうか。

あと焼却炉内清掃業務委託料、これは逆に回数を減らしているんですけども、これはこれで問題がないのかどうかというのをお聞かせください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

燃殻検査が増えた理由につきましては、年4回行っておりましたが、特に増えた原因というのは、フェニックスへの受入れ基準に適合しているかの検査でして、

今回、検査をより厳密にするということで、1回増加しております。

次に、焼却炉の清掃ですけれども、これにつきましては、焼却炉内のガス及び排ガスの冷却棟内の清掃業務ですけれども、例年よりも汚れが顕著ではないと
いいですか、そういったことで回数を減らしたということでございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。特に問題がなさそうなので、これはこれで結構です。

続きまして、今度は粗大ごみ等処分委託料（空き缶・空き瓶）というところがありまして、こちらについてお伺いしたいんです。以前、こちらについての委託料、処分委託料について、この算出に当たっては、岬町では空き缶、空き瓶というのが直接リサイクルされていないわけでありまして、これは業者に全部引き取ってもらって処分してもらっているという現状が分かったわけですけれども、その中で、業者が処分したときに利益が出た分というのを、通常の処分委託料から相殺した金額というのがこの処分委託料に反映されているということだったような気がするんですけども、それで間違いないかということをお聞かせいただきたい。

もしそうであれば、例えば、今回の令和5年度の決算額算出に当たっての基準になった、業者が処分したとき、アルミとスチールのリサイクルに対して処分益が出たとき、キロ当たり幾らで計算されてこの金額になったのかということをお聞かせいただきたいんですけども。言っている意味は分かりますか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 空き缶・空き瓶につきましては、契約の中で単価契約、1トン当たり幾らという単価契約をしております。その中で、確かに相殺するというのがありますが、契約書の単価契約の中の項目を見ますと、破碎選別運搬費用しか取っていないんです。処分費用については、業者に安くしていただいている委託契約となっております。有価物として何トン売れましたというのは、今までも報告はない状況です。

坂原委員長 もう一点あったん違いますか。売り払うときの単価。アルミが何ぼとかいう、その単価。

辻里しあわせ創造部総括理事 売払い単価についても、本町には報告はございません。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 我々からすると、今、特にアルミの値段がまだまだ上がっている状況であって、

一般のご家庭でも、リサイクル業者に出して、アルミ缶を持って行って売却益を出されている方もいらっしゃる状況で、要は、委託が相殺されているというブラックボックスがある中での金額が妥当かどうかというのを我々は知りたいわけなんです。例えば、今、有価物としてすごい価値が上がっているものであれば、あればあるほど、この金額はもうちょっと下げれるん違うんと、単純に思うわけなんです。その辺り、情報を知らされていないということなので、何とも言えないかもしれないですけども、何か方法ないかなという思いなんです。今、財政が逼迫しているという中で、我々もできる限り、そういった目で見てるわけなんです。決算もそうですし、予算もそうなんです。こういった一つ一つの項目について、税金を減らせるところがあればやっていただきたいという思いは、もちろん皆さんも同じ思いでやられているとは思いますが、ここについては、特に私はそう思うんですけども、いかがお考えでしょうか。この辺り、何かもうちょっと、例えば、売却益が幾ら出たから、じゃあこれぐらいでどうみたいな、そういうような交渉ができるのか、教えてください。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 契約時におきましては、担当課もそういった話はやっております。契約の中には処分費用を含んでいないんです。有価物として単価、トン数を出すことが今の状況ではできないということなので、処分費用は入れなくて、それ以外の費用で1トン当たり幾らという契約している状況です。今後、担当課としましても、有価物として1トン当たり幾らなのか、どれだけ数量が出ているのかというのは把握する必要があると考えておりますので、業者とは、協議を行っていきたいと考えております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 たしか、予算のときか、その前の決算のときに、やっぱり岬町から出たトン数というのを把握していくべきだというのは、多分、どこかで言わせてもらったと思うんです。やっぱりそこでも値段交渉だったりとか、予算額を下げっていくという方向に持っていくためには、やっぱり岬町が出すごみの量というのをしっかり把握していく必要がある。これはCO₂削減の目標値をもっともっと近づけていくということにも多分通じる話でありますので、ぜひとも来年、再来年、できる限り早急にトン数を把握できるように努めていただきたいなど。特に、今どンドン、

どんどん上がっている有価物になっていきますので、アルミなんか特に、ぜひ住民の目線で取り組んでいただきたいと思います。

資料請求をちょっとお願いしたいんですけども、さっき私が言った、空き缶・空き瓶、そしてペットボトルとプラも合わせて、令和5年度だけで結構ですので、量でいいです。お願いしたいと思います。

坂原委員長 川井所長。

川井しあわせ創造部理事 大変申し訳ありません。先ほど、松尾委員より、決算書145ページ、予防接種費の中の需用費についてご質問いただきまして、その回答内容を修正させていただきます。

修繕料といたしまして、保健センター一室の原状復旧のための配線等工事というふうにご説明差し上げたんですが、大変申し訳ありません。こちらの修繕料の内容につきましては、コールセンターで使っておりましたプリンターの修理、コールセンターの換気扇の修繕等に充てたものでございます。

先ほどの説明させていただきました保健センターの一室の原状復帰の配線等につきましては、同じく145ページの14工事請負費の中で、今年度に繰越明許費として12万1,000円設定させていただいております。その内容でございました。金額が近くて、すみません、私のほうで勘違いして説明をしてしまいましたので、修正させていただきます。失礼いたしました。

松尾委員 はい、分かりました。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 先ほどのさくらねこの団体数の件数ですが、8団体あります。

それと実施件数ですが、令和4年度が5件、令和5年度が6件、令和6年度、途中ですけれども、13件あります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今、お調べいただいて、さくらねこの活動について実態をお聞きしました。

後におっしゃった、5件、6件、13件、それは要は手術数ということですか。

8グループがあると、その8グループ共、活動なさっている状況にありますか。

辻里しあわせ創造部総括理事 確認させていただきます。

中原委員 また確認してお知らせください。以前、なかなか活動としては難しいとおっしゃ

やった、持ち込む病院が非常に遠いとか。最近、和歌山も熊取も手術の受入れは結構できるようになっているみたいなので、ちょっと活動しやすくなってるかなということも思って、一時はなかなかハードルがあったようですけれども、それでグループ自体の活動を今、休止してますというようなことも聞いたことがあったので、8グループと、増えているのはいいなと思って聞いていたんですが、活動の実態についてもまた調べて教えていただければと思います。お願いします。

坂原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで衛生費の質疑を終わります。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 では、再開は3時5分からとしたいと思います。よろしくお願いします。

(午後 2時48分 休憩)

(午後 3時05分 再開)

坂原委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

冒頭、理事者より発言があると聞いております。中島課長。

中島子育て支援課長 先ほど民生費の中でご質問あった件で、中原委員のほうから、子ども医療証の発行枚数のお尋ねがありまして、その回答のご準備できましたのでご回答させていただきたいと思います。

まず、新規の交付枚数については95件、それから変更に係る発行枚数は164件、合計で259件発行しております。変更というのが、住所変更であるとか、氏名変更、それから保健所が変わった場合の医療証番号を再附番するに当たって、再発行させていただく164件という形になっております。

新規については、出生、転入に伴う発行枚数になります。

坂原委員長 続いて理事者から。竹原課長。

竹原生活環境課長 先ほど中原委員からご質問がございまして、辻里総括理事からご回答いただいたんですけども、令和6年度では8団体中7団体が活動しているということでございます。

あともう一つ、先ほど電気自動車の補助金のことで、私、プラグインハイブリッドと言ってしまったんですが、正式には電気自動車、EVです。電気自動車と燃料電池自動車が対象となっております。改めて訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

坂原委員長 続いてどうぞ、錦織課長。

錦織地域福祉課長 民生費のところ、松尾委員から、就労移行支援の実績のご質問があったのと、中原委員から社会福祉協議会の職員数についてご質問ありましたのでお答えいたします。

まず、就労移行支援の実績につきましては、令和5年度において2名の方が就労につながっております。

また、社会福祉協議会の職員数につきましては、正職員が4名、それから非正規といいますか、無期転換契約職員として4名の、8名がおります。

坂原委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて土木費に入ります。

決算書の186ページから187ページの目3コミュニティバス運行費をご覧ください。

質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 私からは、このページで、ここにも関わりますし、ほかの所管にも関わる話ですけど、特に節10、節11需用費とか役務費とかのところ、今回ちょっと多く感じたところがありまして、それをお伺いしたいなと思うんですが、例えば、需用費であれば、消耗品費。役務費であれば通信運搬費、もしくは光熱水費だったりとか、こういった部分というのが予算額よりも軒並み抑えられているんです。多分、意識されて、できるだけ今の町政の財政状況を見て、できるだけ圧縮できるところを圧縮していこうという動きなのかなというふうに見ているんです。そうでなかったら、そうじゃないよと言っていたら結構なんですけども、そういった中で、ここもそうですし、ほかでもそういうふうにされているのかなというのをちょっとお聞かせいただけたらなと。そういう方針なのかどうかというのをお聞かせいただけたらなと思います。

坂原委員長 内山部長。

内山財政改革部長 こちらの消耗品費でありますとか、通信運搬費、この中でも様々なものがあると思うんです。職員が事務として必要な経費、その辺りにつきましては、やはりこういった財政状況でありますので、可能な限り節約に努めていると、その結果ではないかなというふうに考えております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 それについては、通常であればいいことかなと思うんです。できるだけ無駄を省くというのはいいことで、我々にとってもいいことだなと思うんですけれども、それによって、例えば、必要なのにそこまで手を伸ばされて、必要なところもなくなってしまったということがないのかなと、ちょっと心配しているんです。先日の事業委員会でも、残業する人は前もって報告いただいたら、エアコンはずっとつけますよという話で、特になければエアコンも切って、何とか光熱水費も抑えていくという方針みたいですがけれども、それが行き過ぎると、仕事がしにくい環境になっていくんじゃないかなと思うんです。その辺のバランスはちゃんと保っているのかどうか。保っていると言われるでしょうけれども、その辺り、もう一度ご一考いただいて、どうかなというのをお聞かせいただけたらと思います。

坂原委員長 内山部長。

内山財政改革部長 先ほど申し上げましたように、節約できるところは、当然、節約する必要があるというふうに考えております。それ以外、予算要求があった中で、そういった話を聞く中で予算の査定などをしていくわけですがけれども、その中で必要な経費につきましては、十分な予算を措置していきたいというふうに考えております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 私からはこれ以上は申し上げませんが、その辺のバランス、抑えるところは抑えて、仕事のしやすいような働きかけというのもやっていただいて、その辺のバランスを取っていただきたいなと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 決算書の187ページ、コミュニティバス運行費に関わってお尋ねします。

回数券の発行は5,000冊を予定しているとお聞きしたと思うんですけど、昨年度は計画どおり5,000冊ということでよかったですでしょうか。

それから、定期券の発行枚数についても実績をお聞きしようと思います。

それから、決算書の17備品購入費、コミュニティバス運行事業用備品、7万7,000円が支出されていますけれども、これは何を指しているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、昨年度において、バス停の照明だとか、ベンチだとか、日よけだとか、そういったものの設置の実績についてもお聞きしようと思います。

あと最後に、バスの利用者数の実績をお聞きしたいなと思うんですけど、これは資料で、またおっていただきたいなと思っています。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、回数券の件ですが、2,000円券と1,000円券の販売をさせていただいています。

次に、定期的の販売実績ですが、昨年の10月から通勤・通学、おのおの1か月、3か月分を販売しておりまして、令和5年度実績におきましては、通学1か月が5枚、通勤1か月が2枚、通勤3か月が2枚でございます。

備品購入費の7万7,000円ですが、岬中学校のバス停にベンチを昨年設置しました。その分の備品購入費でございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 最後にお答えいただいた備品、中学校前のところに設置したベンチとお聞きしました。昨年度においては、ベンチとか、日よけとか、そういったものの設置はこの1点だということによろしいですね。分かりました。

引き続き、日よけも含めて、増やしていただきたいと思います。

それで1点目にお答えいただいた回数券なんですけど、2,000円券と1,000円券、それぞれの発行枚数、発行部数と言うべきかな、それもお聞きしておきたいと思いますので、お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度の回数券の販売枚数につきましては、2,000円券が865冊、1,000円券が1,904冊。

坂原委員長 ほかにございませんか。

副委員長ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで、土木費の質疑を終わります。

続いて、災害復旧費に入ります。

決算書の230ページから231ページの目1民生施設災害復旧費をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで、災害復旧費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対の方はおられませんか。

では、賛成討論、中原委員、どうぞ。

中原委員 私の賛成は、どうぞ道工委員も賛成討論やってくださいね。私の賛成はもろ手を挙げた賛成じゃないですから。

ただ、先ほど来、いろいろ聞かせていただいて、聞かせていただく中でも、私の意見は申し上げたところでありますけれども、本委員会に付託された範囲において申し上げますと、きめ細かいコロナ対策ですとか、子育て支援、妊産婦への手だて等も含めて、行き届いているなということを実感するところがあります。

文句がないわけではありませんけれども、文句はその都度申し上げてきたと思いますが、総じて申し上げますと、厚生委員会に付託された昨年度の決算については、賛同できるものと考えております。

坂原委員長 他に討論ございませんか。道工委員。

道工委員 賛成の立場で討論させていただきます。

今回もいろいろ見させていただきました。特に岬町は他市町と比べましても、新規事業も含めて、いろんな施策を講じていただいております。特に、子どもから老人に至るまでの手厚いいろんな事業を実施されており、町民からも大変喜んでいただいている。

令和5年度決算に絡みましても、各般にわたってきめ細かい施策を実施されており、決算審査につきましては、予算を効果的かつ有効的に活用されておりますので、賛成討論とさせていただきます。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち、本委員会に付託された案件は、認定することに決定しました。

認定第2号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

決算書235ページから262ページをご覧ください。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書242、243ページで、国民健康保険料についての記載がございます。2023年度の1人当たり保険料は、結果的に幾らだったか、お聞きしておこうと思うのと、それは前年度と比較して引き上げることになったのか、引下げができたのか、お聞かせください。

それから、251ページの節18、下のほうなんですけども、負担金補助及び交付金のオンライン資格確認等負担金という項目があって、これは前からあるんですけど、これは国から何らかの財政的な手当があるかどうか、その点についてお聞きしたいなというふうに思います。

それから最後に、259ページのちょうど真ん中辺りの節18負担金補助及び交付金の人間ドックの負担金についてお尋ねします。実績をお聞きしたいと思っています。昨年度の人間ドック、脳ドック、それぞれの実績をお聞かせください。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 まず1点目、2023年度1人当たり保険料につきまして、調定保険料になりますが、1人当たり2023年、11万560円となります。前年度、2022年につきましては、1人当たり調定保険料については、10万2,570円となりますので、差引き7,990円、約8,000円の上昇となっております。

先に、人間ドックの負担金につきまして回答させていただきます。人間ドックの実績につきまして、昨年、2023年度の受診者数125件、2022年は122件となっておりますので、3件増加しております。また、脳ドックにつきましては、2023年31件、2022年が33件となっておりますので、マイナス2件となっております。

2点目のオンライン資格確認の実施に伴う市町村運営負担金の国の補助についてですが、こちらについては補助はございません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 保険料を引き上げたくて引き上げているわけじゃないと思うので、お気の毒というほかありませんけれど、担当課としても、加入者にさらに負担を増やすこととなりますから、努力をいろいろされていると思うけれど、やはり都道府県下でできる努力がかなり制約されている中でもありますから、大変だなと思いますが、引き上げられたという残念な結果をお聞きいたしました。

それから、オンライン資格確認等負担金について、特に補助等は国からもないということでしたけれども、これはマイナ保険証と関係があるのでしょうか。もう全然関係ないものと考えていいのか、お聞きしておきたいと思います。

それから人間ドックの負担金ですが、コロナ明けと言うべきか、堅調ですよ、受診者数が伸びている。脳ドックは前年度から比較して2人減ったということではありますけど、その前はもっと両方とも少ない数字でしたから、健康志向が高まっているということなのかと、これは喜ばしいことだなと思っています。受診者が増えても予算の範囲内に収まっていますので、要望ですが、負担金の1件当

たりの金額、補助金を増やすことをぜひご検討いただきたいと申し上げたいと思います。

じゃあ、そのオンライン資格確認等負担金というやつを教えてくださいませんか。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 オンライン資格確認につきましては、マイナ保険証と関連します。

中身につきましては、オンライン資格確認システム運営負担金、また中間サーバー運営負担金、それと電子処方箋管理サービス運営負担金、この3つの負担金となっております。

坂原委員長 よろしいですか。

中原委員 分かりました。ありがとうございます。

坂原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、どちらですか。反対ですか。

では、反対討論。

中原委員 先ほどの質疑を通じて、残念ながら、やはり1人当たりの保険料が引き上げられることになったということをお聞きしました。今年度からの国保の府下統一化に向けて、激変緩和措置の6年間がありまして、昨年度は激変緩和措置期間の最終年度だったわけなんです。6年かけてじわじわと保険料が引き上げられてきて、加入者の負担はもう限界を超えていると言わざるを得ないと思います。

ただ、岬町に責任があるとは思っておりませんで、国保の統一化そのものは、国会で制度が決められて、ただ全国で大阪府は先駆けて都道府県化を早めてやったわけです。それでこの結果になっているということで、国や大阪府の責任は非常に重いというふうに私は思っています。

全国一高い水準の保険料になっているというのが大阪の今の実態であります。重い保険料の負担と聞くと、賛成はできないと考えるのが一つです。

それからもう一つ、マイナ保険証の問題。これは結局、マイナ保険証の導入がされたために持ち出しが増えるということも改めてお聞きしたところでもあります。そんな莫大な負担金ではありませんけれども、マイナ保険証の強制を行うべきでないとする立場からも賛同はできません。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第2号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、認定第2号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第3号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

決算書263ページから278ページをご覧ください。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 後期高齢者医療の加入者のことと言いますと、私がちょっと気になっているのは、75歳以上の方で、1割負担だったけれど、2割負担に。一定所得があるということを勝手に国が決めて、全然裕福じゃないんですけど、そういうふうに輪切りされて、2割負担にさせられた人というのが出ているわけなんです。その人数が分かったらお聞きしたい。

それから、その影響が出ていないかなど。厚生労働省が行った調査で、やはりその影響がじわっと出てきているという報告が少し前にあったんです。要するに、

受診抑制です。だからそういう影響が岬町で出てきていないんだろうかというのがちょっと気になっていて、もし分かることがあればお聞きしたいと思います。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 先ほど委員おっしゃっていただいた自己負担割合が2割に設定されたのが令和4年度の年度途中からということになっています。令和5年度の分によろしいですか。

令和5年度の保険証の一斉更新時の数値になりますが、2割負担の方が691名というふうになっております。

2割負担の方が増えた分での影響ということですが、何分、医療費全体のお話になりますので、岬町でということであれば、特に今のところは影響を感じないというか、多分、全体で見たら多分影響は大きいのであろうと思いますが、岬町だけという形で後期高齢者医療につきましては、あまり見ないという部分もありますので、それほど医療費等に関しても影響が出ていないか感じております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今はまだあまり、あまりというか、今のところ影響は感じないということで、今現在は配慮措置期間なんですよね。2025年の9月末まで、要は2割負担になって病院で払うお金が増えるんだけど、それは上限月3,000円までという配慮措置というのがされてる期間だから、まだましなのかなという気がしているんです。国がそういう悪い制度を岬町の方にも押しつけている状況にあるので、そこからどう守るかということも考えていただきたいなど。行く行く、2025年10月以降、顕著に影響が出てくるのではないかなと心配するところでもありますし、その点は、アンテナを張って見ておいていただきたいと思います。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対、賛成、どちらですか。

反対討論どうぞ。

中原委員 今回、2023年度の後期高齢者医療で言いますと、8期目の2年目という段階になるんです。保険料で申し上げますと、第6期以降、ずっと高い保険料が維持されているという状況にあります。保険料の引下げがあれば、私も賛否については悩むところなんです、一向に下がっていない状況にあります。

先ほど質疑でお聞きしましたけれど、1割負担だった方の691名が2割負担にもさせられている。今は配慮措置期間ということになっていますけれども、この先さらに負担が重くなることは目に見えているという状況にあります。

さらに3割負担をしてくださっている方もいるんですが、その拡大まで今、国の中では議論が始まっているんです。3割負担していただいている方、いただいているというのは変だな。3割負担させられてる人、その人たちをさらに増やそうと、もう負担を重くするばかり、そればかり考えているということです。

ですので、そういう状況の下に置かれているということを考えると、賛成はできないという立場であります。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第3号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、認定第3号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第6号、令和5年度岬町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

決算書305ページから340ページをご覧ください。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 介護保険の審査の中ではよく聞かせていただく事柄ですが、総合事業というふうに省略して言っている事業がありまして、チェックリストのみに基づく運用が広がらないようにということを毎度、毎度お伝えさせていただいておりますが、昨年度においては、チェックリストのみに基づくサービスの利用をされてきた方は何人おられるのか。前年度との比較も含めてお聞きしておこうと思います。お願いします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

岬町では、介護認定申請を大原則として運用しておる関係がございますので、委員ご指摘の、チェックリストのみによる事業対象者数につきまして、令和4年度末で1名、昨年度、令和5年度末でも同じく1名というような実績になっております。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

では、反対討論どうぞ。

中原委員 今お答えいただいたチェックリストのみに基づく運用を抑制的に行っておられると、介護認定調査に基づくサービスの利用を大原則にしているという姿勢は非常に立派であると、本来あるべき行政の姿勢だなというふうに評価はしておりますが、介護保険料がなかなか下がらないので、この2023年度においても、2018年度からの保険料が引き上げられたままと、重い負担の下に置かれているということから、賛同は控えたいと思います。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第6号、令和5年度岬町介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、認定第6号は、本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件9件については全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私のほうから、本委員会所管の案件について、幾つかお聞きしたいことがあります。

まず一つ目は、6月議会の一般質問にて質問させていただいた、段ボールとか新聞紙の紙類、あとは古着類、これの収集というところで、なかなかパッカー車に積み切れなかったりとか、積むのは困難な状況だったら、そのパッカー車に投入している実情があるというところで、その収集方法について改善を求めた結果、今、パッカー車とは別の専用車両で試験的に収集を行っている、そういった答弁をいただきました。あと3月議会で、たしか雑紙の資源ごみ回収の提案をさせていただいて、これについても並行して検討いただいていると認識しています。

この専用車両での収集と雑紙の回収、こちらの検討状況は今どういった状況になっていますでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

今年度5月より試験的に雑紙、新聞、段ボールの収集を行っております。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 今、課長が答弁しましたとおり、本年5月から、パッカー車とは別に、専用車両において、新聞、雑誌、段ボールを5月から試験的に、数量自体の把握のために行っているところです。

数量は、平均して分かってきましたら、単価契約をしまして、業者と年間を通じた契約をしていきたいと考えております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 先ほどの竹原課長の答弁で、雑紙の回収はまだやってないですよ、まだ試験的にも。

辻里理事からご答弁いただいたとおり、試験的に回収をやっていて、実際その総量というところを今量っている状況で、あとはその総量を基に実際に単価契約を結んで、そこから実際に実運用という形で開始されると思いますが、実運用を開始される予定時期というのはどれぐらいの見通しでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 試験運用につきましては、今年度中をめどに考えておまして、期間につきましては、早急に回収の見込みを行いまして、実施したいと考えております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 試験運用を続けながら、できるだけ今年度中に実運用に持っていきたいというようにご答弁だったと思いますが、住民さんの注目度は結構高く、かなりお問合せとかもいただいています。資源ごみを適切に資源化するという、こういった資源ごみに関する住民さんの意識というのはかなり高いので、できるだけ早急に適切な資源ごみ回収、まず雑紙というところ、これもかなり量が多いものなので、これについてもまた回収して、実運用をしていただければと思いますので、これはできるだけ早く実施していただくようお願いいたします。

あと2つ目に、淡輪の火葬場の指定管理の募集を以前行っていたとされていて、たけれども指定管理者の応募がなかった。そして8月26日に再募集をかけられていると思うんです。この再募集の応募者は来られていますかね。その辺の状況をお聞かせください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 再募集を行いまして、1社から応募がございまして、今現在、選定に向けて協議中でございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 再募集で今、1社応募されていると、安心しました。やはりなかなかこの分野はどの事業者さんでもできるものではないので、指定管理者が決まらなないと、結構難しい問題になると思ったので、そこは適切に審査していただいて、指定管理者の方に来ていただければと思いますので、引き続きお願いします。

あと、先ほどのごみ収集について、ちょっと質問が戻って申し訳ないんですが、先ほど松尾委員から、決算審査において、アルミ缶の収集について、こちら実際にリサイクルセンターで選別して処分をやっていただいているというところですが、松尾委員がおっしゃっているとおり、アルミ缶の単価が高くなっているという状況もあるので、今は缶と瓶と一緒に収集して、選別が必要で売却収入を得られないような状況、これは令和4年3月議会で提案させていただきましたけれども、別の収集をして、アルミ缶として売却収入を得られる方法も引き続き検討いただければと思います。財政が厳しい状況の中で、何かしら収入源を得る方法としては、一つ検討いただく必要がある方法かなと思うので、これは要望という形でお願います。

あと最後に、中原委員から、決算審査でお話があったさくらねこの件ですが、こちらほかの議員さんでも結構相談いただいている方もいらっしゃいますし、実際に行政にもいろんなお話がいつているかと思えます。中原委員から、実際に活動される団体さんから1回ヒアリングして、どういった形で支援すれば、この活動が継続的に、さらに広まっていくのか、これを実際に検討を進めてくださいというようなお話があったと思えますが、私も何件か相談いただいて、実際にお手伝いさせてもらった中で、団体さんからいただいている要望を、この場をお借りしてお伝えしようと思えますが、まず一つは、以前も要望させていただいている猫の捕獲器、猫をまず捕獲する上で必要なものになるので、この貸出しをやってほしいという声。あと今は、動物基金の行政枠の形でのチケット発行の取組を岬町でやっていると思えますが、ただこれには申請期限があつて、その申請期限を過ぎると発行できないというのがあるので、その間に避妊できない猫ちゃんが赤ちゃんを産むと、そうしたらまたその赤ちゃんが、猫は結構すぐに赤ちゃんを産める状態になるので、そういった連鎖になってしまうというので、この動物基金の行政枠チケット発行は、基幹的なところで課題がある。ほかの自治体だと動物基金とは別で、町が避妊の手術費用とか、のみ取りとか、ワクチンの補助を出しているという自治体もあるので、独自での補助というのをやってほしいと。特に、中原委員がおっしゃったとおり、動物基金でのチケットを使える病院が、岬町だと熊取になってしまうので、動物基金じゃない形だと、和歌山とか、近くの病院も活用できる、これはさくらねこの活動をしてる団体さんにとっては非常に

うれしいことなので、財政の問題もあるかと思うんですけども、独自の補助は必要かなと。

あともう一つ、最後が、実際にお母さんの猫ちゃんとお父さん猫ちゃんを避妊したとしても、赤ちゃんが産まれたときに、今度は赤ちゃんの里親を探さなきゃいけない、こういった課題もあって、それを今、各ボランティア団体さんが、自分たちで里親の募集をやってらっしゃいます。そうすると、里親を探す期間、赤ちゃん猫を自分のところで面倒見なきゃいけない、それで餌代とか、いろんな経費がかかってくるので、そういったところも、できれば補助してあげることによって、活動されている団体さんの大きなサポートにつながるのかなと、こういったところを担当課で、この活動を広げていく中で必要な支援として検討していただければと思います。

実際のところは、中原委員がおっしゃっているように、団体さんから直接聞いて、必要なサポートをきちんと聞き取って、検討していただけるとと思いますので、これは要望になります。

坂原委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からは、南海電鉄多奈川線のことについてお伺いしたいですが、行政側も議会でも、南海電鉄さんに要望を出してきたわけですが、もうそろそろ今年のダイヤ改正の時期にかかってきてるわけです。議会には特に何もその動き、動きというか、南海さんから何かあるかという、特になかったわけなんですけど、行政側で南海さんから何か連絡いただいたりとか、こちらから何かアクションを起こされたものがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

坂原委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 南海電鉄の多奈川線の件につきましては、企画担当部局のほうで調整をしておりますので、委員会でいきますと、総務文教委員会となります。

私はこの委員会に出席させていただいておりますので、知り得る範囲と言ったらおかしいのですが、定期的に南海さんからは訪問を受けて、意見交換はしておるところですが、具体的に多奈川線のダイヤの改正であるとか、増便であるとかという話には至っておりません。

坂原委員長 ほかにないですか。

なければ、私から、冒頭にお諮りした件ですけど、政策提言サイクル、その日

程を決めるという話ですが、できればこの後、厚生委員会を閉じた後に、理事者が皆退席した後、我々委員だけ残って日程だけ決めたいと思いますが、それよろしいですか。

(「賛成」の声あり)

坂原委員長 では、よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

以上で、本日の審議経過並び結果については、次の本会議において、委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これをもちまして、厚生委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 3時56分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和6年9月11日

岬町議会

委 員 長 坂 原 正 勝